

「アメリカ体制」と「ジャクソニアン・デモクラシー」(8)

——アメリカ資本主義と民主主義の関連をめぐる一考察——

楠 井 敏 朗

III. 1820年代のアメリカ経済政策の体系 (その三)

D. 「アメリカ体制」の経済的効果

(1) 問題の所在

これまで、われわれは、本論文第Ⅲ章で、アメリカ合衆国における1820年代の経済政策の体系(いわゆる「アメリカ体制」(AMERICAN SYSTEM)を、第一に、政策体系そのものについて論じ、その成立の必然性を考察した¹⁾。ついで第二に、かかる政策体系によってもたらされる政治的・社会的諸結果を、一つは「移民問題」との関連で、いま一つは、連邦政府と州政府と民衆そのもの間で構成される、緊張関係に立つ三次元の「主権問題」との関連で考察し、ジャクソン期から南北戦争期までのあいだに顕在化してくるこの時期の複雑な利害状況を解明した²⁾。そこで、最後に、第三に、この政策体系の歴史的意義を明らかにしたい。本号(『横浜経営研究』IX/3)を含め、以下、前後4~5回に分けて考察される「アメリカ体制」の経済的効果に関する分析は、その目的(「アメリカ体制」の歴史的意義の解明)にあてられる。

ここで、われわれは、「国家」の進める経済政策を、国民経済の構造変革を目的とする長期展望のもの(例えば「開放体制」から「閉鎖体制」へ、あるいは「貿易依存型」から「内需依存型」へ、

あるいはまた「拡大均衡型」から「縮小均衡型」へ、等々)と、産業循環に対応する短期の景気対策とを区別しなければならない。

このことは、今日の経済学では当然のことと理解されている。しかし、1820年代のアメリカ合衆国では、まだ截然と区別されていなかったばかりか、混同されてさえいた。もう少し正確に言えば、古典派経済学(D.リカードの経済学)に立脚したイギリスの経済政策に対して、独自の政策体系(System)をもって対抗しようとした政策体系は、本来、構造的な性格のものでありながら、短期の「循環的」性格をもった景気対策だと意識された。「アメリカ体制」は、そういう意味で、性格上複雑な政策体系として構築された。

そこで、以下、このような問題を意識に留めて、「アメリカ体制」の経済的効果——その歴史的意義——を考察してゆきたい。

(2) 1820年代の合衆国の産業循環

a. 1819年恐慌からの回復要因

1820年代のアメリカの産業循環は、1819年のアメリカ恐慌(アメリカ合衆国における最初の資本主義恐慌)から始まった³⁾。この恐慌は、同年イギリスで起こった恐慌と密接に関連していたものであったが、合衆国に深刻な不況をもたらした。1810年代に支配的であったかの商品投機と土地投機が完全に崩壊し去っただけではない。1810年代の景気上昇を強力に刺激した国内

開発 (internal improvements) も低迷した。1820年代初期の合衆国は、こうして不況一色に塗りつぶされた。

「東部」では、当時としては巨大な一部の木綿工場 (いわゆる「ウォルサム型」のそれ) を除いて、製造業が沈滞し続け、旧来の生産方法に頼る家内工業や小工場は、大きな打撃を受けたまま操業縮小、または操業停止の状態にあった。

「西部」では、1810年代後半の好況期にオハイオ溪谷に移住した人々が、諸外国 (とくにイギリス) の穀物輸入制限 (イギリスの「穀物法」を想起されたい) に遭遇し、自分たちの主要作物である穀物や小麦粉の捌け口を失って、価格が暴落し (第1図参照)、不況脱出の機会を掴めないままの状態にあった。

「南部」でも、アラバマ、ミシシッピの「新南部」が、土地投機の打撃を受けて困窮状態に陥っていただけでなく、サウスカロライナ、ジョージアの旧「南部」も、景気回復に大きな影響力をもつ原綿輸出が、イギリスの景気低迷で伸び悩み、価格も急落したために (第1図参照)、1823年になっても、不況から脱出することができなかった⁴⁾。

このようななかで景気回復を決定づけたものに大きく二つの要因があった。第一は、国内的要因であった。第二は、海外的要因であった。

第一の国内的要因のうち決定的に重要なものは、新興木綿工業の回復であった。在来産業の毛織物工業および製鉄・鉄工業がその後も長いあいだ低迷を続ける中、木綿工業は、早くも1821年末から'22年頃に不況からの脱出を鮮明にする。それは、新型機械の採用と原綿価格の低落、そして、1816年関税法の恩恵 (粗綿布の輸入防遏を目的とした、「最低評価額規定原則」の適用) をバネにしていた。

新型機械の導入は、この時期、ニューイングランド南部 (ロードアイランド州およびマサチューセッツ州南部) の木綿工場経営者 (いわゆる「ロードアイランド型」木綿工場主——主として「アークライト型紡績工場」に立脚) による力織機導入

をテコとしていた⁵⁾。これらニューイングランド南部の経営者は、この不況期に、同地方北部の経営者 (ボストン商人によって設立されたいわゆる「ウォルサム型」木綿工場主) との競争上、後者がすでに1810年代なかばに採用していた当時としては斬新な経営形態 (紡織一貫の統合経営) を積極的に導入して、不況脱出の生産力的条件を整備しただけではない。「ウォルサム型」工場主が恐慌前に取得していた関税法 (綿製品、とくに粗製綿布の輸入に対して阻止的役割を果たした1816年関税法)⁶⁾ のメリットをも自らのものとした。

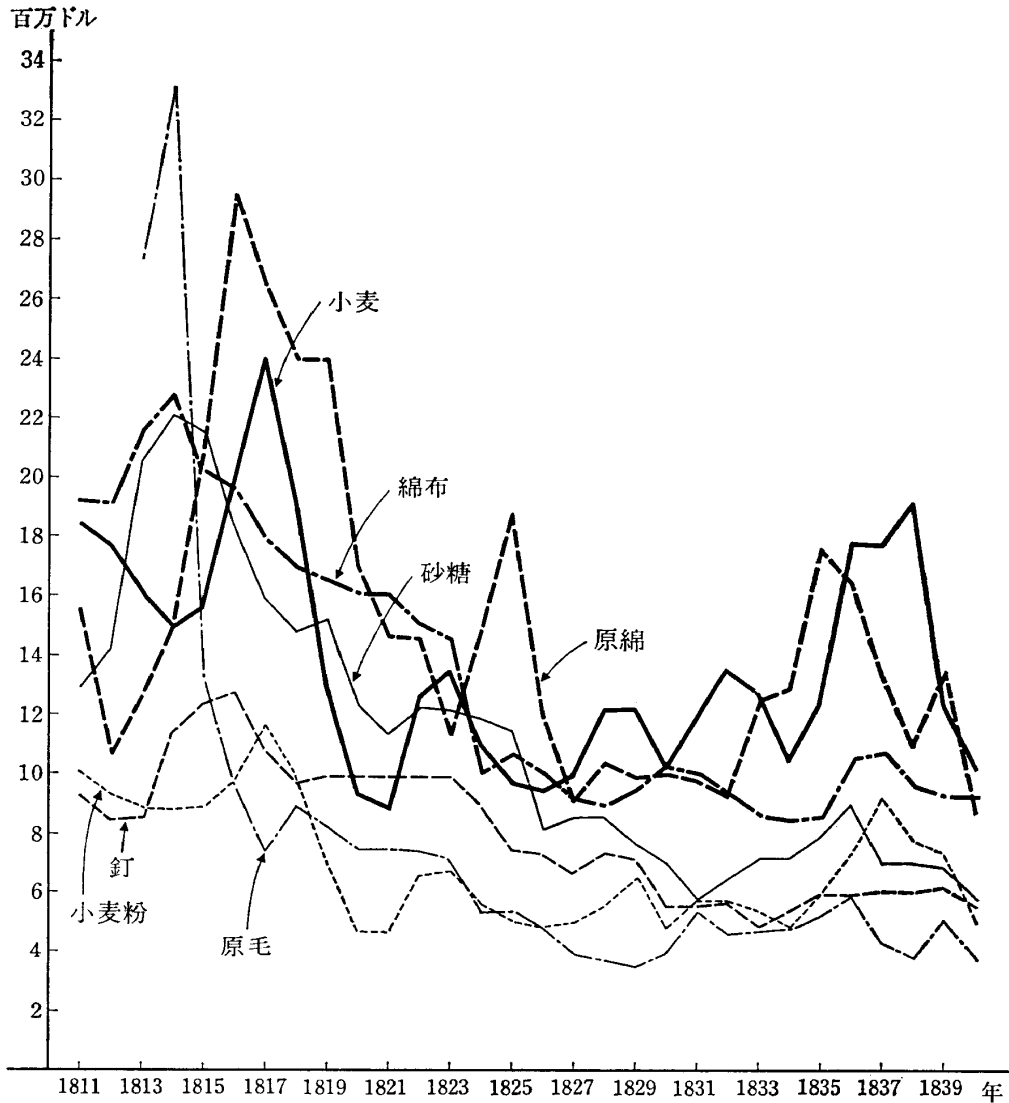
木綿工業のこのような急速な回復は、他産業の関係者や政策担当者に、技術や経営組織の改善とならんで、関税引上げ政策を不況から脱出するための万能薬のように意識させた。かくて、木綿工業は、この時期、アメリカ産業化推進の、そして不況回避の、モデル産業となったのであった。

木綿工業は、その後、1820年代を通じて順調に発達し続けた。1825年イギリス恐慌の影響のもとに毛織物工業が苦境に喘ぐ中にも、この産業は活況を続けた。1820年代のアメリカ木綿工業にやや翳りが生じたのは1828年後半から1829年初めに過ぎない。この一時期 (1828-29年)、アメリカ木綿工業は、販路梗塞のため製品価格が急落し、利潤率も低下したが、経営者による新型機械の積極的導入と賃金低落によってこの苦境を克服し、1830年春頃からの新しい発展につながっていった。1830年代初めの好況期に、木綿工業にとっての仕上工程である捺染業も近代産業として急速に勃興することになった⁷⁾。

第二の海外要因のうち、目立った要因は、何と云ってもイギリスの景気回復に伴う「南部」に対する原綿需要の増大であった。

後に見るように、この時期の産業循環の一つの決定的に重要な特徴は、景気回復・展開を主導した両要因が、さまざまな複雑に絡み合った政治的要因に作用されて、必ずしも同時性をもち得なかったことであった。不況克服をめぐ

第1図 1811-40年の主要生産物の卸売価格



- * 小麦の単位は 0.1ドル/1ブッシェル
- ** 小麦粉の単位は 1ドル/100 lb.
- *** 砂糖の単位は 1ct./1 lb.
- ** 原綿の単位は 1ct./1 lb.
- *** 原毛の単位は 10ct./1 lb.
- *** 綿布の単位は 1ドル/1 yd.
- **** 釘の単位は 1ドル/50 lb.

出典 U. S. Department of Commerce, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970, Pt. 1.* Washington, D. C. 1975, p.209.

る経済的利害の対立が経済政策の立案に影をおとし、景気回復・展開を主導する両要因の同時的作用をチェックし合うことになったことは、注目に値する事柄である。しかし、この事実は、まだここでは、以下の論理展開のたんなる

伏線に過ぎないことを、意識に留めておいて頂きたい。

ここでは、エリ・ア・メンデルソン『恐慌の理論と歴史』(飯田貫一・平館利雄・山本正美・平田重明訳、青木書店、1960年)第2分冊、および、

ツガン・バラノーフスキー『新訳英国恐慌史論』(救仁郷 繁訳, ベリかん社, 1972年)から, この時期のイギリスの景気回復と, そのアメリカ経済への影響を示唆する史実を, われわれの観点から抜書きし, 整理する作業に沈潜しよう。

第一. イギリスにおける1819年恐慌からの脱出は, それぞれの工業部門で, 時間差をもち, 不均等に進展した。「好況がはじまったのは, 綿花の加工では1820年, 羊毛工業では1821年, 製鉄業では1822年であった。1822年の夏ごろには, 好況は全般的な工業の盛況に進展した」。だが, 盛況はながく続かず, 「1824年末には恐慌のちかづくきざしがあらわれ, 1825年秋には恐慌はすでに熾烈をきわめていた」⁸⁾。(傍点一楠井)

第二. 1825年恐慌まえの盛況の基礎となったのは, 機械による手労働のいっそうの駆逐と, それがひきおこした工場建設であった。盛況が全般的になりそれが投機的なブームに転化するのを助長したものに, 二つの事情があった, 一つは国内における貨幣資本の潤沢であり, いま一つは中南米諸国への資本と商品の輸出の突然の拡大であった⁹⁾。(傍点一楠井)

スペイン, ポルトガル両国からの南米諸国の独立(1823年)は, 「イギリス人の企業意欲とイギリス資本とにとって, きわめて重要な新天地を開いた」。イギリス資本がまるでダムの水門から奔流する水のごとく, 新しく開けた市場へ殺到した。「1824年以後のロンドン取引所には南米諸国の有価証券が満ち溢れた」¹⁰⁾。

第三. 「外国有価証券に対して始まった投機熱が, 国内市場にも伝染した。鉄道, 運河の建設, 汽船航路の開設, ガス会社や保険会社, 銀行, 工場, その他の設立など, 数え切れないほど事業計画が続々と発表された」¹¹⁾。

第四. 産業界についてみれば, 「その活気は取引所投機者たちの気違いじみた投機とはまったく違っ」ていた。しかし, 若干の変化が進展していた。まず, 「あらゆる種類の原料在庫が, 過去1年間の激しい消費の結果, 著しく減少し

ていた」。同時に多くの重要作物(とりわけ綿花)に対する需要が急増し, 収穫量だけで間に合わなくなるだろうという危惧さえ生じていた。1825年初めから商品価格が急騰し始め, 7月には最高水準に達した。綿製品は23%も値上がりした。綿花は投機の対象となり値上がりした¹²⁾。「綿花商のみならず, 製造業者もまた, 綿花の価格をさらに吊り上げようと狙って, 「普通の需要を遙かに上回るほど大量の在庫綿花を買付けた」。このため, リバプールにおける綿花相場は, 急テンポで上昇した」¹³⁾。(傍点一楠井)

第五. 「1825年にはイギリスの商品価格が大幅に上昇したため, 同年の商品輸入量は17パーセント増加したのに対して, 輸出量は3パーセント減少した。したがって, イギリスの外国貿易には次のような変化が起こった——輸入が著しく増加し, 輸出が減少した……。このことがそれにつづいて現われたすべての事態の出発点となった。それらの事態は必然的に続々と現われて, イギリスの商工業を完全に不振におとし入れた。……輸入増大がイギリスの国際収支を悪化させた。イギリスから国外へ金が流出し始め, イングランド銀行の正貨準備が急減して, 同銀行が紙幣の兌換を停止せねばならないほどの危険状態に迫られた」¹⁴⁾。(傍点 …は 楠井)

イギリスで起こった1825年恐慌は, 研究史上, 最初の「近代的恐慌」として特徴づけられている。それは, それ以前の恐慌(「初期恐慌」[あるいは重商主義恐慌とも呼ばれている]や「過渡的恐慌」[産業革命期のイギリスで起こった恐慌で, 「初期恐慌」の性格と「近代的恐慌」の性格の一部を併せもっていた恐慌])と異なって, 商品取引所や証券取引所で起こった投機の崩壊に起因する恐慌でなく, 工場制生産を基礎にした, まさしく資本主義生産の矛盾として発生した最初の恐慌であったからである。イギリスの産業企業家は, この年史上初めて, このような性格を備えた恐慌を経験した。すなわち, 資本主義産業企業家の最大の関心事である, 生産と蓄積の拡大による企業利潤の最大限の追求が, 生産および蓄積

のある段階を超えると逆にコストの増大のみを導き出し、本来企業利潤の追求のために行われる筈の資本主義生産と蓄積をまったく無意味なものにしてしまう事態に直面したのである。

先に抜書きした短かい文面からは、1825年イギリス恐慌のこのような特徴は読みとって頂けなかったかも知れない。しかし、経験的歴史事実の示すところ、その後イギリスでは、循環的性格をもったほぼ10年周期の恐慌が、このような特徴をもって、1873年恐慌まで繰り返えし発生することになった。

1820年代のアメリカ合衆国は、他でもなくまさにこのような世界史的状況のなかで、1819年恐慌後の深刻な不況回復政策を追求していたところに特徴があった。恐慌がどのようなメカニズムで発生するものか、それが循環性と周期性をもって絶えず襲いかかる経済的病理現象であるのかどうか。——その当時のアメリカ人の誰も、恐らく十分に理解できていなかったであろう。だが、多くのアメリカ人は、眼前に展開する、恐慌から不況へ展開するこの経済的現実、可能なかぎり対処しなければならないと感じていた。

ところで、上に試みた抜書きからわれわれはつぎの事柄を確認しておかねばならない。それは、1820年代のイギリスの経済発展のパターンが、1810年代（とくにナポレオン戦争後）および1830年代のそれといささか異なっていたことである。

1810年代および1830年代には、イギリスは、遊休資金および過剰製品の多くを合衆国に向けた。しかし、1820年代には、イギリスの遊休資金および過剰製品の多くは、南米市場に向かった。——これが、われわれがここで注目しているパターンの相違に関する事実である。

中南米諸国の独立というイギリス資本にとって劃期的ともいえる新しい市場機会が、このような条件を作り出したことは確かである。多くの論者は、通常、そのように論じている。だが、その相違は、果してそれだけの原因による

ものだったのだろうか。「アメリカ体制」という1820年代に進められた不況克服政策、あるいは恐慌=不況回避政策が、このような条件を作り出した別の原因だったのではなかったろうか。われわれは、はじめから、このような厄介な問題を提出してしまった。そこでわれわれはこの問題に何らかの回答を下すために、もう暫く事実即して、1820年代のアメリカ経済の実態を巨視的に検討しておかねばならない。

b. 貿易、貨幣市場、物価動向からみた、 1820年代のアメリカの産業循環

第1表は「1826年のイギリスの輸出入」、第2表は1820年代前後のイギリスの輸出市場を表示したものである。二つの表の出所は、形態の類似性から判断して、いずれもイギリスの議会資料(parliamentary document)を典拠にしているものと考えてよい¹⁵⁾。

第1表および第2表を比較して明らかになることは、1826年のイギリスの対米輸出額が、1816-20年の平均値および1832-36年の平均値と比較して、絶対額においても、輸出総額に占める割合においても、格段に低下している事実である。

1826年のイギリスの対米輸出額は、英領植民地からのものを含めて、5.3百万ポンドであったので、1816-20年の7.0百万ポンドに比較して24.3%減少、1832-36年の8.6百万ポンドに比較すると実に38.4%の減少となっている。また、1826年の対米輸出の輸出総額に占める割合は10.4%にすぎなかったもので、これも同様、1816-20年の17.4%、1832-36年の19.7%と比較して、格段に低い値となっていることに注目されたい。

1820年代のイギリスの対米貿易が、これを挟む二つの10年間と較べて著しく低かったという上に明らかにされた事実は、1820年代の合衆国の産業循環を考える際に見逃すことの出来ない大切な事柄であるといわねばならない。

合衆国の経済発展に及ぼす海外要因(インパ

第1表 1826年のイギリスの輸出入

(単位千ポンド)

| 貿易相手国 | 公式の輸入額 | 輸 出 額 | | |
|---------------|----------------|--------------------|---------------|----------------|
| | | ブリテン及び アイルランドより | 英領植民地より | 総 額 |
| (ヨーロッパ) | | | | |
| ロシア | 2,986 (8.3%) | 1,646 (4.1%) | 575 (5.7%) | 2,221 (4.4%) |
| スウェーデン | 114 | 44 | 106 | 150 |
| ノルウェイ | 64 | 63 | 35 | 98 |
| デンマーク | 453 | 132 | 64 | 196 |
| プロシヤ | 1,007 (2.8%) | 156 (0.4%) | 411 (4.1%) | 567 (1.1%) |
| ドイツ | 1,592 (4.1%) | 6,521 (16.2%) | 2,352 (23.3%) | 8,873 (17.6%) |
| ネーデルランド | 1,396 (3.9%) | 2,632 (6.5%) | 2,326 (23.1%) | 4,958 (9.8%) |
| フランス | 1,226 (3.4%) | 426 (1.1%) | 656 (6.5%) | 1,082 (2.1%) |
| ポルトガル等 | 509 | 2,042 | 105 | 2,147 |
| スペイン等 | 551 | 334 | 229 | 563 |
| ジブラルタル島 | 40 | 1,377 | 199 | 1,576 |
| イタリア | 625 (1.7%) | 3,222 (7.9%) | 965 (9.6%) | 4,187 (8.3%) |
| マルタ島 | 29 | 351 | 75 | 426 |
| イオニア諸島 | 93 | 22 | 2 | 24 |
| トルコ | 819 | 1,105 | 68 | 1,173 |
| ガーンズ島 | 189 | 259 | 95 | 354 |
| 小 計 | 11,693 (32.4%) | 20,332 (50.4%) | 8,263 (82.0%) | 28,595 (56.7%) |
| (アジア) | | | | |
| インド及び中国 | 8,003 | 4,240 | 637 | 4,877 |
| 蘭領インドネシア | 84 | 208 | 61 | 269 |
| 小 計 | 8,087 (22.4%) | 4,448 (11.0%) | 698 (6.9%) | 5,146 (10.2%) |
| (アフリカ) | | | | |
| 希望峰 | 151 | 172 | 23 | 195 |
| その他 | 219 | 155 | 139 | 294 |
| 小 計 | 370 (1.0%) | 327 (0.8%) | 162 (1.6%) | 489 (0.9%) |
| (北アメリカ及び西インド) | | | | |
| カナダ | 975 | 1,339 | 311 | 1,650 |
| 英領西インド | 7,782 | 3,539 | 254 | 3,793 |
| 外国領西インド | 602 | 867 | 63 | 930 |
| アメリカ合衆国 | 4,984 (13.8%) | 5,115 (12.7%) | 148 (1.5%) | 5,263 (10.4%) |
| 小 計 | 14,343 (39.7%) | 10,860 (26.9%) | 776 (7.7%) | 11,636 (23.1%) |
| (中南米) | | | | |
| ブラジル | 768 | 2,556 | 38 | 2,594 |
| メキシコ | 101 | 610 | 58 | 668 |
| コロンビア | 22 | 293 | 27 | 320 |
| ペルー | 32 | 191 | 20 | 211 |
| チリー | 75 | 298 | 18 | 316 |
| アルゼンチン | 266 | 416 | 6 | 422 |
| その他 | 328 | — | 1 | 1 |
| 小 計 | 1,592 (4.4%) | 4,364 (10.8%) | 168 (1.6%) | 4,532 (8.9%) |
| 総 計 | 36,085 | 40,331 | 10,067 | 50,398 |

* 本表の数字は、正確には1827年1月5日に終る過去1カ年間の数字である。

出典 Niles' Weekly Register, XXXIV, 1828, p. 280 [R].

第2表 1816-42年のイギリスの輸出市場 (単位 100万ポンド)

| 輸 出 先 | 1816-20年 | 1832-36年 | 1838-42年 |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|
| 北 ヨーロッパ | 11.4 (28.8%) | 9.8 (22.4%) | 12.8 (25.3%) |
| 南 ヨーロッパ | 7.3 (18.1%) | 7.5 (17.2%) | 9.5 (18.8%) |
| アフリカ | 0.4 | 1.1 | 1.7 |
| アジア | 3.4 (8.4%) | 5.2 (11.9%) | 7.9 (15.6%) |
| アメリカ合衆国 | 7.0 (17.4%) | 8.6 (19.7%) | 6.5 (12.9%) |
| 英領北アメリカ・ 西インド諸島 | 7.0 (17.4%) | 5.1 (11.7%) | 5.8 (11.5%) |
| 外国領西インド | 1.0 | 1.2 | 1.1 |
| 中南米諸国 | 2.8 (6.9%) | 5.0 (11.4%) | 5.4 (10.7%) |
| 合 計 | 40.3 | 43.7 | 50.5 |

出典 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』(御茶の水書房, 1968年), p. 330.

ト)の相対的軽減を物語る事実に他ならないからである。ここから、1820年代の合衆国の経済発展は、「内需」主導型の、国民経済的にかなりうまく制御された特徴的時代であった事実が浮かび上がって来る。

このようなわれわれの立論に対して、イギリスにおける1825年恐慌の翌年で不況の年にあたっていた1826年のデータと、景気の最高局面にあたった1816-20年および1832-36年のデータを比較するのは妥当ではない、という批判が寄せられるかも知れない。このような読者のためには、第1表のデータと第2表の第3コラム(1838-42年)のデータを比較すればよい。1838-42年が両国についてともに不況の時期であったからである。

しかし、これら二つのデータを比較しても、われわれの立論は一層強化されるばかりである。

たしかに1838-42年のイギリスの対米輸出額は、4年間の平均額で6.5百万ポンドに落ちているし、両者の差は18.5%と接近している。また、輸出総額に占める対米輸出の割合も12.9%で、同様の接近を示している。しかし、それにも拘らず、1838-42年のデータは、1826年のデータに較べてまだ十分に高い。

そればかりではない。1826年がイギリスで不

況期で、通常ならば輸出ドライブがかかり易かったこと、これに対して合衆国では、逆に景気上昇局面で、通常の開放経済を前提するならば「外需」の増大する年であったことを考慮するとき、消費財を中心としたこの年のイギリスの対米輸出額の低迷は、いったいどのように説明したらよいのか。——1838-42年の場合とは恐らく同一に論ずることは出来ないであろう。

1820年代の合衆国の経済発展が「内需」主導型の、国民経済的にかなりうまく制御された特徴的な時代ではなかったかという、われわれの立論は、このことによってほぼ確証されえたといいてもよい。

そこで、さらにいくつかのデータを積み重ね、1820年代の合衆国の貨幣市場の動向や物価の趨勢、輸出入状況を概観し、われわれのこのような立論を裏付ける作業を進めてゆくことにしよう。

第3表は、N. ビドルが第二合衆国銀行総裁に就任した1823年前後のアメリカ合衆国の貨幣市場の状態を、ビドルに批判的であったジャクソン派右派の有力な金融理論家ウィリアム・ガウジュの著書、*A Short History of Paper Money and Banking in the United States*, Philadelphia 1833, によりながら、一表に纏

第3表 1820年代の合衆国の貨幣市場

| 年次 | 貨幣市場の状態 |
|------|--|
| 1821 | 年初景況沈滞。 春頃から景気拡張の兆候。 6～7月 拡張開始。 10月 投機熱活発。 |
| 1822 | 5月 前年末の投機熱の反動の開始。年末まで持続。 |
| 1823 | N. ビドル 第二合衆国銀行総裁に就任。貨幣＝信用緩和政策に踏み切る。——フィラデルフィア本店および全支店が、それぞれ発行した銀行券の受領を認め合い、事業活動を拡張。 |
| 1824 | 各州法銀行が銀行券の発行＝貸付を増大し、投機熱を刺激。 |
| 1825 | 内陸では1819年恐慌の影響残存。 大西洋沿岸では、1823-24年に継続した信用拡張の効果が続行。商品その他の価格の上昇。景気の全般的活況。7～8月に急激な反動。資金逼迫。 |
| 1826 | 反動の影響 年中継続。 |
| 1827 | 貨幣市場の需給緩和。第二合衆国銀行による小額の「ブランチ・ドラフト」の発行。 貨幣市場の緩慢。 |
| 1828 | 5月 貨幣市場突然の逼迫。資金不足。9月 再発。 |
| 1829 | 7月 資金需給逼迫。資金不足。その後需給緩和。 |
| 1830 | 貨幣市場緩慢。 |
| 1831 | 10月まで貨幣市場緩慢。その後反動開始。資金需給逼迫。 |
| 1832 | 資金不足。 |

出典 W. Gouge, *A Short History of Paper Money and Banking in the United States*, Philadelphia 1833, rep. ed., New York 1968, pp. 174-175.

めたものである。ガウジュの著作には、後段 III D (5) で第二合衆国銀行の1825年恐慌対策を論じる際にいま一度立戻るので、ここではこれ以上言及しないことにする。

ここでは第3表に整理された、巨視的観点からみた当時のアメリカの貨幣市場の状態を、先に明らかにしておいたアメリカ木綿工業に牽引された1820年代の産業界の景況、および同時期のイギリスの産業界の状態と比較検討しておけばよい。

この作業を通じてわれわれの意識に興味ぶかく浮かび上がってくる事柄は、第一、木綿工業の景気回復に牽引されて展開したアメリカ産業界の景況と、貨幣市場の全般的状態との密接な相関である。とくに1820年代初期と末期の相関に注目されたい。第二、イギリスの景気回復、したがってまた、合衆国に対するイギリスの原綿需要の増大に牽引されて進行した1825年恐慌前

後の合衆国の景気と貨幣市場との相関である。そして第三、このことが最も大切なことであるが、イギリス恐慌の合衆国への深刻な形での波及の回避である。

この第三の事柄は、19世紀前半のイギリスの産業循環と合衆国の産業循環との密接な関連性¹⁰⁾を想起する時、看過することの許されないきわめて大切な事柄のように、われわれには思われる。このことは、この時期になって、合衆国の経済発展が建国後はじめて、イギリス経済の影響から相対的に自立した展開を示したことを表示する重大なメルクマールだと考えられるからである。このことは、先に提出しておいたわれわれの立論、すなわち、「1820年代の合衆国の経済発展は、『内需』主導型の、国民経済的にかなりうまく制御された特徴的時代ではなかったか」という立論とも深く関係している。

それでは、その立論は、ラッシュ財務長官が

『1826年財務長官報告書』で誇らし気に話したように¹⁷⁾、かれらの政策、すなわち、保護関税政策(1824年関税法)の強力な影響によるものであったと理解されてよいものだったのか。――

両者の因果連関を確認するためには、われわれは、もう少し深く突込んで関連する事実を分析しておかねばならない。

そのために、われわれは、第1図と第2図、そして第3表と第4表を用意した。まずこれらの図表の分析成果を整理しておきたい。

第一、注意深い読者であれば、第1図に表示された主要生産物の卸売価格の趨勢のうち、一つの品目だけに例外がみられたことに気がつかれるであろう。原綿価格だけが1825年に急騰している事実である。

この原綿価格の急騰は、すでに本論文 III D (2)a. でみたように、イギリス木綿工業からの需要増大(とくに投機的需要)と不可分に結びついたものであった。

この命題はつぎの事実からも裏書されうるだろう。

一つは第4表に明らかにされている事実である。1820年代以降、イギリスの外国原綿に対する需要は、絶対量において年々増加した。中でもこの需要に十分な形で応じることの出来たのは、他ならぬアメリカ原綿であった。これが、1820年代にイギリスに輸入された原綿総量の60%以上に達している事実注目されたい。1820年代のイギリス木綿工業の景気回復が、アメリカ原綿に対する需要増大と不可分に結びついた事実は容易に確認されうるだろう。1825年におけるアメリカ市場での原綿価格の急騰は、イギリス市場における原綿需要の急増と分かち難く結びついているという推定は、実証的に裏づけられえたとはいえよう。

いま一つは、第5表にみられる事実である。

1825年、合衆国からの輸出総額(約70百万ドル)のうち原綿輸出額はその55.0%(約36.8百万ドル)であった。この値は、1820年代の他の年の40%台を遙かに凌駕したものである。イギリ

スからの原綿需要の急増と合衆国における原綿価格急騰の因果連関は、いまや否定できないだろう。

われわれは、この事実の提示に加えて、つぎのコメントを付記することを忘れてはならない。すなわち、この海外からの原綿需要が、当然、それに対する海外からの対価の受取り(1825年だけで36.8百万ドル)に結果したのであること。そしてこれが起点となって、先に検討したように、1820年代のいま一つの景気回復要因を形成したのであること。そしてさらに「内需」の一層の盛り上がりを刺激したのであること、これである。

しかも大切なことは、この外生的要因によって一層促進されたと思われる「内需」が、1810年代および1830年代のそれと違って、1825年イギリスの恐慌によって容易に崩壊し去らなかったことである。

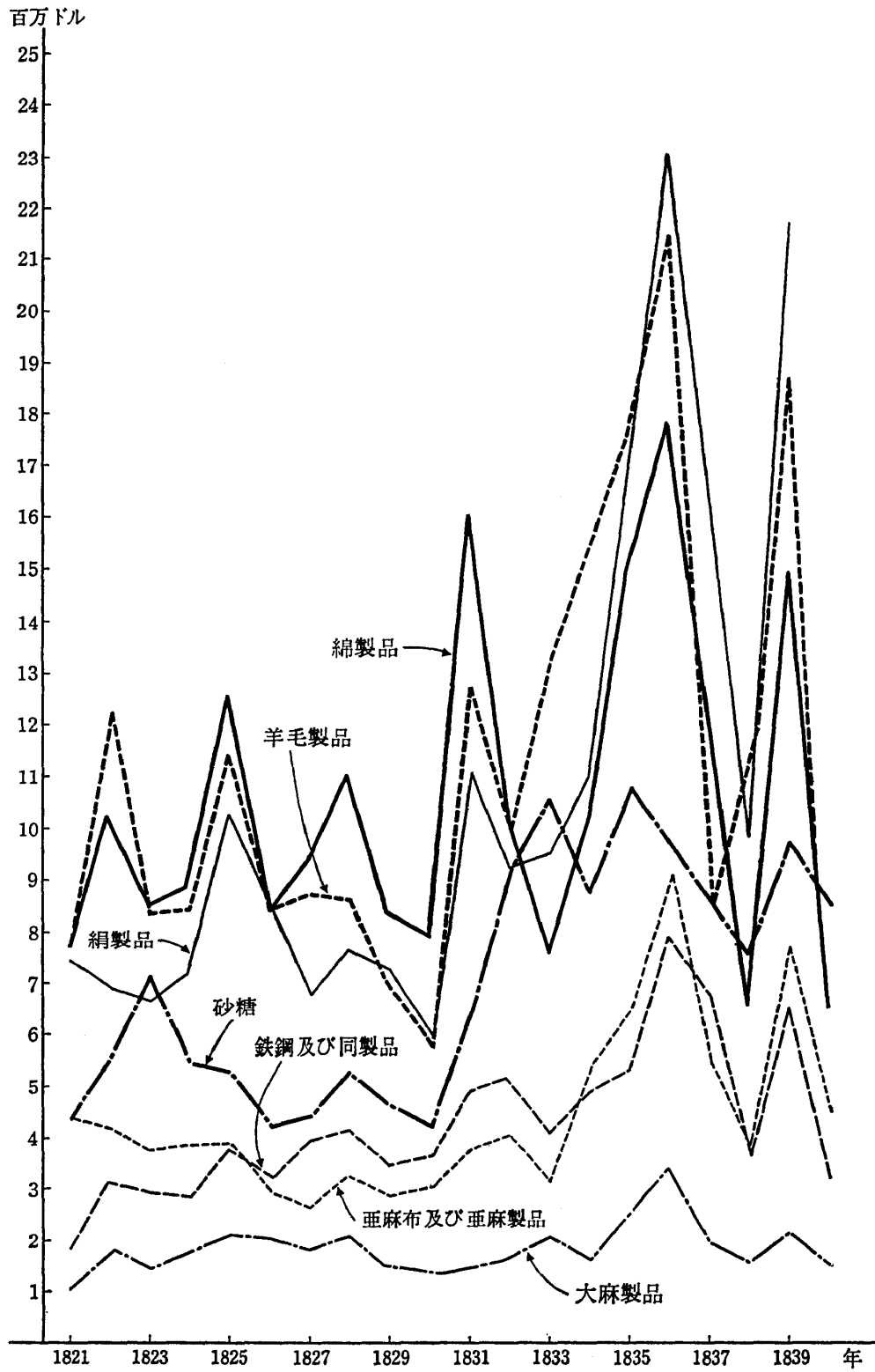
このことは、一体いかなる事情と結びついてきたのか。われわれは、いま一度、第1図の物価趨勢を丹念に検討しなければならない。このことによって第二の分析成果が導き出されてくる。

第二、第1図に表示された主要生産物の卸売価格の趨勢のうち、いま一つ目立った重要な特徴は、原綿価格を例外として、1820年代の価格の動きが、1810年代および1830年代に比較して、相対的に穏かなことである。別言すれば、これらの商品が投機の対象にならなかったことを意味している。原毛、綿布および砂糖価格は1814年、原綿および釘価格は1816年、小麦および小麦粉価格は1817年に、それぞれピークに達した後、この時期、投機熱が醒めるとともに急速に低迷した。

1810年代末以降のこの低迷が新しい動きを示し始めるのは1828年以降であり、そこでは、1828-29年の小さな山と、1835-38年の大きなうねりが注目されねばならない。われわれにとって大切なのは、この1828-29年の小さな山である。

第1図にみられる1812-16年の異常な価格騰

第2図 1821-40年に合衆国に輸入された主要品



出典 *Hunt's Merchants' Magazine*, X, 1844, p. 181.

第4表 1811-1840年のイギリスの原綿輸入高

(単位 千パッケージ)

| 年次 | アメリカ合衆国 | ブラジル | エジプト | 東インド | 西インド | 総計 |
|------|----------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------|
| | % | % | % | % | % | |
| 1811 | 128.2 (39.3) | 118.5 (36.3) | — | 14.6 (4.5) | 64.9 (19.9) | 326.2 |
| 1812 | 95.3 (36.5) | 98.7 (37.8) | — | 2.6 (1.0) | 64.6 (24.7) | 261.2 |
| 1813 | 37.7 (15.1) | 137.2 (54.9) | — | 1.4 (0.6) | 73.2 (29.3) | 249.5 |
| 1814 | 48.9 (17.0) | 150.9 (52.5) | — | 13.0 (4.5) | 74.8 (26.0) | 287.6 |
| 1815 | 203.1 (55.0) | 91.1 (24.7) | — | 22.4 (6.1) | 52.8 (14.3) | 369.3 |
| 1816 | 166.1 (45.0) | 123.5 (33.4) | — | 30.7 (8.3) | 49.2 (13.3) | 369.4 |
| 1817 | 199.7 (41.7) | 114.5 (23.9) | — | 120.2 (25.0) | 44.2 (9.2) | 479.3 |
| 1818 | 207.6 (31.0) | 162.5 (24.3) | — | 247.7 (37.0) | 51.0 (7.6) | 668.7 |
| 1819 | 205.2 (37.6) | 125.4 (23.0) | — | 184.3 (33.7) | 31.3 (5.7) | 546.1 |
| 1820 | 302.4 (52.9) | 180.1 (31.5) | — | 57.9 (10.1) | 31.2 (5.5) | 571.7 |
| 1821 | 300.1 (60.4) | 121.1 (24.6) | — | 30.1 (6.1) | 40.4 (8.2) | 491.7 |
| 1822 | 329.9 (61.8) | 143.5 (26.9) | — | 19.3 (3.6) | 40.8 (7.6) | 533.4 |
| 1823 | 452.5 (67.7) | 144.6 (21.6) | 5.6 (0.8) | 38.4 (5.7) | 27.6 (4.1) | 668.8 |
| 1824 | 282.3 (52.3) | 143.3 (26.5) | 38.0 (7.0) | 50.9 (9.4) | 25.5 (4.7) | 540.0 |
| 1825 | 423.4 (51.6) | 193.9 (23.6) | 111.0 (13.5) | 60.5 (7.4) | 32.0 (3.9) | 820.9 |
| 1826 | 395.9 (68.0) | 55.6 (9.6) | 47.6 (8.2) | 64.7 (11.1) | 18.2 (3.1) | 582.0 |
| 1827 | 647.8 (72.5) | 120.1 (13.4) | 22.5 (2.5) | 73.7 (8.2) | 31.0 (3.4) | 894.1 |
| 1828 | 444.4 (59.3) | 167.4 (22.3) | 32.9 (4.4) | 84.9 (11.3) | 20.1 (2.7) | 749.6 |
| 1829 | 463.1 (62.0) | 159.6 (21.4) | 24.7 (3.3) | 80.5 (10.8) | 18.9 (2.5) | 746.7 |
| 1830 | 618.5 (70.9) | 191.5 (22.0) | 14.8 (1.7) | 35.0 (4.0) | 11.7 (1.3) | 871.5 |
| 1831 | 608.9 (67.4) | 168.3 (18.6) | 38.1 (4.2) | 76.8 (8.5) | 11.3 (1.3) | 903.4 |
| 1832 | 628.8 (69.7) | 114.6 (12.7) | 41.2 (4.6) | 109.3 (12.3) | 8.5 (0.9) | 902.3 |
| 1833 | 654.8 (70.4) | 163.2 (17.5) | 3.9 (0.4) | 94.7 (10.2) | 13.6 (1.5) | 930.2 |
| 1834 | 733.5 (77.1) | 103.6 (10.9) | 72.1 (7.6) | 89.1 (9.4) | 17.5 (1.8) | 951.0 |
| 1835 | 763.2 (69.9) | 143.6 (13.2) | 43.7 (4.0) | 118.0 (10.8) | 22.8 (2.1) | 1,091.3 |
| 1836 | 764.7 (63.7) | 148.7 (12.4) | 35.0 (2.9) | 219.5 (18.3) | 33.5 (2.7) | 1,201.3 |
| 1837 | 844.8 (71.8) | 117.0 (9.9) | 41.2 (3.5) | 145.2 (12.3) | 27.8 (2.4) | 1,176.0 |
| 1838 | 1,124.8 (78.7) | 135.5 (9.4) | 29.7 (2.1) | 107.2 (7.5) | 29.4 (2.1) | 1,428.6 |
| 1839 | 814.5 (73.0) | 99.3 (8.9) | 33.5 (3.0) | 132.9 (11.9) | 36.0 (3.2) | 1,116.2 |
| 1840 | 1,237.5 (77.4) | 85.3 (5.3) | 38.0 (2.4) | 216.4 (13.5) | 22.3 (1.4) | 1,599.5 |

* () 内数字は、総計に対する百分比。

出典 *Hunt's Merchants' Magazine*, XIV, 1846, p. 369.

貴は、第一合衆国銀行の廃止(1810年)とそれに続く第二対英戦争中(1812-15年)の、ニューイングランド地方を除くほぼ全般的な諸銀行の正貨支払停止と不可分に結びついていた。1817年後の急落は、第二合衆国銀行の設立と正貨支払再開(1817年)、加えて同銀行の金融引締め政策(1818年)と結びついていた¹⁸⁾。通貨インフレーションとデフレーションが1810年代の価格趨勢

を特徴づけたとって誤りなからう。1820年代の価格の安定(というよりも低迷)は、後にみるように、第二合衆国銀行の金融政策に負うところがすこぶる大きかった¹⁹⁾。

このような趨勢のなかで、1828-29年の小さな山はいったい何を物語るものであったのか。——第2図の分析成果から何らかの結論〔つぎの第三の結論〕を導き出しておかねばならない。

第5表 1821-40年主要国産品の輸出

(単位 百万ドル)

| 年次 | 原綿 | タバコ | 米 | 小麦粉 | 工業製品 | 総額 |
|------|------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 1821 | 20.2 (46.2) % | 5.6 (12.8) % | 1.5 (0.3) % | 4.3 (9.8) % | 2.8 (6.4) % | 43.7 |
| 1822 | 24.0 (48.0) | 6.2 (12.4) | 1.6 (0.3) | 5.1 (10.2) | 3.1 (6.2) | 49.9 |
| 1823 | 20.4 (43.2) | 6.3 (13.3) | 1.8 (0.4) | 5.0 (10.6) | 3.1 (6.6) | 47.2 |
| 1824 | 21.9 (43.3) | 4.9 (9.7) | 1.9 (0.4) | 5.8 (11.5) | 4.8 (9.5) | 50.6 |
| 1825 | 36.8 (55.0) | 6.1 (9.1) | 1.9 (0.3) | 4.2 (6.3) | 5.7 (8.5) | 66.9 |
| 1826 | 25.0 (47.0) | 5.3 (10.0) | 1.9 (0.4) | 4.1 (7.7) | 5.5 (10.4) | 53.1 |
| 1827 | 29.4 (49.9) | 6.8 (11.5) | 2.3 (0.4) | 4.4 (7.5) | 5.5 (9.3) | 58.9 |
| 1828 | 22.5 (44.4) | 5.5 (10.8) | 2.6 (0.5) | 4.3 (11.8) | 5.5 (10.8) | 50.7 |
| 1829 | 26.6 (47.8) | 5.2 (9.3) | 2.5 (0.4) | 5.0 (8.9) | 5.4 (9.7) | 55.7 |
| 1830 | 29.7 (49.9) | 5.8 (9.7) | 2.0 (0.3) | 6.1 (10.3) | 5.3 (8.9) | 59.5 |
| 1831 | 25.3 (41.3) | 4.8 (7.8) | 2.0 (0.3) | 10.5 (17.1) | 5.1 (8.3) | 61.3 |
| 1832 | 31.7 (50.2) | 6.0 (9.5) | 2.2 (0.3) | 5.0 (7.9) | 5.0 (7.9) | 63.1 |
| 1833 | 36.2 (51.5) | 5.8 (8.3) | 2.8 (0.4) | 5.6 (8.0) | 6.6 (9.4) | 70.3 |
| 1834 | 49.4 (61.0) | 6.6 (8.1) | 2.1 (0.3) | 4.6 (5.7) | 6.2 (7.7) | 81.0 |
| 1835 | 64.7 (63.9) | 8.3 (8.2) | 2.2 (0.2) | 4.4 (4.3) | 7.7 (7.6) | 101.2 |
| 1836 | 71.3 (66.7) | 10.1 (9.4) | 2.5 (0.2) | 3.6 (3.4) | 6.1 (5.7) | 106.9 |
| 1837 | 63.2 (66.1) | 5.8 (6.1) | 2.3 (0.2) | 3.0 (3.1) | 7.1 (7.4) | 95.6 |
| 1838 | 61.6 (64.2) | 7.4 (7.7) | 1.7 (0.2) | 3.6 (3.8) | 8.4 (8.8) | 96.0 |
| 1839 | 61.2 (59.1) | 9.8 (9.4) | 2.5 (0.2) | 6.9 (6.7) | 8.3 (8.0) | 103.5 |
| 1840 | 63.9 (56.1) | 9.9 (8.7) | 1.9 (0.2) | 10.1 (8.9) | 9.9 (8.7) | 113.9 |

* () 内は数字は輸出総額に対する百分比。

出典 *Hunt's Merchants' Magazine*, X, 1844, p. 181.

第三. 1821-40年の20年間に、第2図に表示された合衆国への主要輸入品7品目(綿製品、羊毛製品、絹製品、鉄鋼および同製品、亜麻布および亜麻製品、大麻製品、砂糖)のすべてが、一致して山を作っている年——国内の消費需要が一斉に盛り上がった年という意味で、これらの年に国内の産業循環がピークに達したと考えてよい——を探してみると、1828年と1839年の両年が浮かび上がってくる。

これに対して工業製品6品目だけが山をつくって一致している年を取上げてみると、1825年と1836年の両年が浮かび上がってくる。1825年と1836年の両年がイギリス恐慌の年、いいかえれば1820年代および1830年代のイギリス産業循環のピークの年であったことに留意されたい。イギリスはこの年、全面的に工業製品の海外への輸出を強化した。

ここでわれわれにとって大切な発見は、第1図で1820年代末に小さな価格の山を作った年と、第2図で、主要輸入品のすべてが一致して山をつくった年が、ともに1828年で一致していたという事実である。

この事実を、さらに、貨幣市場の動きを概観した第3表の1828年の項目——「5月 突然の貨幣市場逼迫。資金不足。9月再発」という文面、さらにまた本論文 III D(2)a. に示しておいた、1828年後半から1829年初めにかけてのアメリカ木綿工業の動向と重ね合わせてみると、われわれはここからいったい何を読み取ればよいか。

ここで、大胆に、一つの仮説を提示しておくことにしよう。すなわち、

1823年頃からアメリカ木綿工業の発達に牽引されて展開した1820年代の合衆国の産業循環は

1828年頃に一つのピークを迎えた。この産業循環は、アメリカ木綿工業に牽引された「内需」主導型のもので、したがって、1825年にピークに達するイギリスの産業循環とは一応別個の軌跡を通った。かかる産業循環を構築し得たものこそ、政策体系としての「アメリカ体制」であった。合衆国は、1820年代にはいって、歴史上はじめて、「アメリカ体制」のもとで、この独自の国民経済の循環を構築できた、と。

ここで、われわれは、ようやく、連邦議会内外で繰返されてきた1820年代の政策論争の本来の意味を解明し、纏め上げることが出来る論理段階に到達した。「アメリカ体制」の経済的効果を分析し、「アメリカ体制」の歴史的意義に、最終結論を下す作業である。われわれは、これを、次の二つの問題を究明する形で成し遂げてゆきたいと思う。

第一. 1825年恐慌と保護関税政策との関係。

第二. 1825年恐慌と第二合衆国銀行の金融政策との関係。

(3) 1825年恐慌と保護関税政策(その1)

——1824年関税法制定をめぐる政策論争——

1820年代の関税論争の最大の山場は、1828年関税法の制定をめぐる連邦議会内外の政策論争に現われる。この論争の末制定された関税法こそ、ニューイングランドの株式企業形態をとった製造業者と「南部」の綿作プランターによって「唾棄すべき関税法」(abominable tariff act)と呼ばれ、嫌悪された、史上最高の平均関税率をもった関税法である。(本論文、第6分冊、第4図参照)

制定の主目的は、製造業に対する保護強化と、国内市場の創出にあったことは、改めて述べるまでもないが、とくに毛織物工業の保護に重点が置かれていたところに特色がある。1825年のイギリス恐慌によって最大の被害を蒙ったアメリカ製造業こそ、在来産業の雄、毛織物工業であったからである。

ここでは、1820年代のアメリカ関税法制定をめぐる論争を跡づけながら、1820年代の保護関税政策の歴史的意義を明らかにしてゆくことにしたい。

a. 1820年代関税法の基本原則

1820年代に合衆国で制定された関税法では、1824年5月22日制定の関税法(以下1824年関税法と呼ぶ)と、1828年5月19日制定の関税法(以下1828年関税法と呼ぶ)が代表的なものである²⁰⁾。

1824年関税法は、1819年恐慌直後から要求されていた1816年関税法に対する改訂要求の一つの到達点(理念の明確化)であったのに対して²¹⁾、1828年関税法は、1824年関税法を補強したという意味で、1820年代関税制度改革のいわば完成点であった。

そこに盛り込まれていた理念は、1824年関税法制定を推進した、連邦下院製造業委員会(House of Representatives, Committee on Manufactures)のトッド委員長(John Tod, Pa.)の提案理由のなかに十分に示されている。

かれの掲げた関税法制定の目的は、次の三つであった²²⁾。

第一. 「国内に豊富に存在している若干の製品および原料に関しては、われわれは、立法上の諸規定を用いて、わが国の勤労者ワーキングマンに対して、まさしくわが国市場の排他的ならざる供給と支配を提供すべきこと。同様に、彼らに対して、わが国の民衆に粗末で簡素な生活必需品を供給している事業の一部を何とか提供すべきこと」。

第二. 「殆どすべての事柄においてヨーロッパの農業経営者アグリカルチャリスツを支援し続けることを止め、われわれは、国内の工業製品を今まで以上に多用し、そのことで、わが国の農業者ファーマーズに、かれらの農産物市場を提供するよう、万全の措置を講ずべきこと」。

第三. 「国内に防衛上の資力を保有し、それを基礎にこの国に兵力と軍隊を提供すること。そして、諸外国にありふれた日常生活必需品を常習的に依存していることから生じる危険と不

名譽からこの国を救出すること」。

明らかなように、これは、決して特定の国内製造業の保護だけを目的としたたんなる殖産興業政策ではなかった。国内に豊富に存在しているすべての資源と労働力を十分に活用して、民衆の生活に必要とされる一切のものを、国民的に自給する機会を促進すること。そのために製造業と農業をともに振興し、これらの生産物を国内に提供して、競争を促進すること。そして防衛上の資力を自国内に保有し、兵力と軍隊を養い増強し、国家の安全保障をはかること。——これらのことが目的とされていた。経済的な国民的独立の宣言に他ならない。

したがって、関税品目は、原則として、現に国内で生産されているもの、または将来生産される可能性をもったすべてのものを対象とした。

ここでトッド委員長が用心深く、関税品目を二つのカテゴリーに分けて、反対派の猛攻から防御する姿勢をとっていることに注目されたい。ここで提案されている関税品目のすべてが保護関税を対象としたものではないこと、したがって、伝統的な——合憲的な——財政関税品目を含んでいることを示すためである。

提案されている関税は、二種類の品目を対象としている。第一種類の品目のものは、絹製品、亜麻布、刃物、香料およびさほど重要性を有さないその他の若干のものを対象としている。その大部分は、どうしても必要だというものでない。また、二・三の例外を除いて、国内生産を著しく阻げるとか、現在合衆国で準備されている製造業を大いに侵害するものでもない。これらの品目の大部分は、……主として財政目的のものである。…本法案で提案されている重要な関税は、保護を目的とするもので、鉄、大麻、亜麻、鉛、ガラス、羊毛、羊毛製品を対象とするものである²³⁾。(…は楠井)

財政関税の原則が、保護関税の原則のなかに包摂されていることに留意されたい。したがって、これに対応して、関税調達の方法にも、次

のいくつかの場合が考慮された。

保護を特別必要としない品目には低率の従価税が課せられた(財政関税品目)反面、保護を必要とする品目には、ケース・バイ・ケースで、①高率の従価税の場合、②最低評価額規定原則(minimal principle)を適用した上で高率の従価税が課せられる場合、③一律に特別税(従量税)を課した上で、さらに従価税が課徴される場合、④特別税だけの場合、といった工合に段階的操作を加えたことである。

ここで「最低評価額規定原則」とは、早くも1816年関税法で綿製品を対象に課せられたもので、輸入される品目の実質価格(real valueともoriginal valueとも呼ばれた)が、輸入された場所で関税法に定められた最低評価額以下であった場合でも、一律に最低評価額をもっているものと評価されて、かかる評価額に対して課税される方法である。

例えば、1828年関税法第2条第2節の次の規定が参考にさるべきである。

羊毛製品、すなわち羊毛がその構成部分であるような製品に関しては、(略) 輸入された場所での実質価格が、1平方ヤード当り50 cts.未満の場合には、1平方ヤード当り50 cts.を要したものと見做されて、1829年6月30日までは40%の従価税、それ以降は45%の従価税が課せらるべきこと²⁴⁾。

この規定の効用は、恐慌などによって輸入品の価格が暴落した時にでも、容易に対応できるところにあった。すなわち、価格が低落しても、関税法に定められた評価額に従って従価税が課せられるのであれば、いわゆるダンピングによる過大な輸入が防がれ得た。この規定を欠いて単純に従価税が課せられる場合と比べてみた時、この原則がはるかに国内産業保護の効果をもったことがわかるであろう。

ここでは、綿製品がすでに1816年関税法でこの原則を適用されていたのに、毛織物には、1828年関税法の制定までこの規定を有っていな

かった事実に注目しておこう。

特別税と従価税の組合せによる保護強化の例としては、同じく1828年関税法の第2条第1節の次の規定が参考になろう。

未加工の羊毛に関しては、1重量ポンド当り4 *cts.* が課せられた上、1829年6月30日までは40%の従価税、それ以降は、全体の従価税が50%になるまで、毎年5%の従価税が追加課税さるべきこと²⁶⁾。

この規定のもたらす効果は、特別税(従量税)が価格の暴落に強く、従価税が価格の上昇に強い利点を加味したところにある。

特別税だけという場合は、したがって、価格の低落(生産性の向上による価格低落をも含む)への対応が考慮された品目ということになる。ダンピングの回避が狙いであったろう。例えば、原料鉄(棒鉄・銑鉄など)、ガラス、砂糖、ココア、コーヒ、茶、亜麻、大麻、糖蜜などがそれである²⁶⁾。

例えば、1828年関税法第1条第3節、および第3条第1節、同第4節の次の規定が参照さるべきである²⁷⁾。

銑鉄に関しては、112重量ポンド当り62 1/2 *cts.* が課税さるべきである。

未加工の大麻に関しては、1829年6月30日未までは1重量トン当り45ドル、その後は、1重量トン当り60ドルになるまで、毎年1重量トン当り5ドルが追加課税をさるべきである。木綿製の袋地に関しては、1829年6月30日までは、1平方ヤード当り4 1/2 *cts.*、その後は、1平方ヤード当り5 *cts.* 課税さるべきこと。

糖蜜に関しては1ガロン当り10 *cts.* が課税さるべきである。

したがってまた、無関税品目につきのものが該当した。「合衆国の使用のために輸入される

一切の品目 (all articles imported for the use of the United States) がこれである。例えば飼育目的の家畜、金貨・銀貨、金銀地金、芸術促進目的に輸入される絵画²⁸⁾、機械装置の模型、未加工岩石、あらゆる種類の未加工毛皮など²⁹⁾ である。

b. 対立理念の明確化

すでに本論文第6分冊 III B(2) で述べられた³⁰⁾ように、国内製造業の保護のために、外国の輸入品に高率の関税を課す関税政策をめぐることは、政策立案の当初からはげしい対立があった。

国内製造業の保護を目的とした最初の関税法とされる1816年関税法³¹⁾の制定時には、その後保護関税政策に強力に反対し続けることになった二つのセクション、すなわち、ニューイングランドと「南部」が賛成派に立ったことで、関税法は連邦議会で難なく成立した。インドからの安い綿布の防遏が、ニューイングランドにとっても、「南部」にとっても緊急課題であったからである。

ニューイングランドの木綿工場主にとっては、低廉綿布の輸入は、自社製品の販売競争上不利なことであった。また「南部」にとっては、対価としてインド向けに支払われる正貨の流出は、銀行の正貨支払停止を招く恐れがあった³²⁾。

かくして、第二対英戦争直後のこの時期には、保護関税政策をめぐる対立点は^{ほか}曖昧となっていた。

1816年関税法の最大の成果は、綿製品に対して従価税が25%引上げられたこと(1789年-5%、1790年-7 1/2%、1804年-15%)と、先にもみたように、この綿製品に対して、はじめて最低評価額規定原則が適用されたことであった。

とくに、インド綿布を対象とした粗製綿布に対する最低評価額規定原則(1平方ヤード当り25 *cts.*以下の価格をもつ綿布を、25 *cts.*の価格を有するものと評価して課税する規定)の適用による、輸入制限政策は、主として粗製綿布の生産に特化していたニューイングランド北部の「ウォルサ

ム型」経営者にとって、最大のメリットであったといえよう。これが、1819年恐慌後の不況期にも「ウォルサム型」経営者に利益を保証したことは、多くの論者が認めている。

しかし、1820年代に入ると、かかる国民的利害調和は完全に崩れ去った。1820年、1821年、1822年と、相次いで「ボウドウィン関税法案」が否決された³³⁾ことは、1820年代になって保護関税政策をめぐる対立理念が次第に明確になり、利害対立が先鋭化していったことを示している。

それでは、1820年代の合衆国における関税論争の対立点はどこにあったのか。それは、いったい現実のどのような利害対立と結びついていたのか。以下、われわれは、こういう形で問題を深めてゆこう。

1820年代の関税論争をめぐる一般的対立点を、理念的に最も明確に示しているものは、1824年関税法制定時に現われた「クレイ=バーバー=ウェブスター論争」であった。

この論争は、「アメリカ体制」擁護のヘンリー・クレイ(ケンタッキー州選出の下院議員・議長)に対して、P. P. バーバー(ヴァージニア州選出の下院議員)とダニエル・ウェブスター(マサチューセッツ州選出の下院議員)が、それぞれ違った問題観点から批判した二元的論争であった。

「クレイ=バーバー論争」は、先にもみた「アメリカ体制」擁護のクレイの演説(1824年3月30-31日 連邦下院で行なわれた「アメリカ産業の保護を目的としたアメリカ体制擁護論」[In Support of an American System for the Protection of American Industry])のなかに見られた³⁴⁾。

これに対して「クレイ=ウェブスター論争」は、「関税論」に関するウェブスターの演説(1824年4月連邦下院で行なわれた「関税論」[Upon the Tariff])のなかに見られた³⁵⁾。

紙幅の都合もあり、出来るだけ簡潔に問題を整理したいので、結論から先に述べておけば、「クレイ=バーバー論争」は、保護関税政策を通じて構想されている国民経済構築の新しい政策

体系の、既存政策体系に対するいわば破壊的ともいえる革命的効果を、合憲的なりや否やと論じた論争であった。「クレイ=ウェブスター論争」は、保護関税政策を、恐慌克服、あるいは恐慌=不況回避の方策だとするクレイの考え方の適否を中心にして保護関税政策の是非を問題にした論争であった。

ここでは、このような点に注意を払いつつ、この二つの演説を素材に分析を進めながら、関税問題をめぐる同時代人の一般的対立の論点を、浮彫りしてゆくことにしたい。

イ. 「クレイ=バーバー論争」

P. P. バーバーの「保護関税政策批判」は、11項目にわたっていた。

批判の第1. 関税は巨大で醜い怪物の一種——仮りに人間を食いつくしてしまわなくとも、少くともその中味を食べてしまう、民衆の仲をばらばらにしてしまいそうな凄じい破壊力を授かった野性動物³⁶⁾。

批判の第2. 関税は合衆国の輸出額を減少させる³⁷⁾。

批判の第3. 関税は合衆国の船舶航行を衰退させる³⁸⁾。

批判の第4. 関税は合衆国の商品取引を減退させる³⁹⁾。

批判の第5. 関税は国家財政を衰退させ、公債支払を不能にし、消費税および内国税への依存を強めさせる⁴⁰⁾。

批判の第6. 提案されている体系は、資本および労働を新規の、あまり気の進まない諸事業(new and reluctant employments)へ無理矢理転換させる。そして賃金の上昇を招き、その結果、製造業をうまく確立させる準備さえ打ち碎き、この実験を失敗させるに相違ない⁴¹⁾。

批判の第7. 有利な状況が同時に発生する場合には、製造業は保護によらずともひとりでに勃興する。産業の自然の成行は阻げらるべきでなく、放任さるべきだ(should not disturb the natural progress of industry, but leave things to

themselves)⁴²⁾.

批判の第8. 保護政策はすでに拡大され、十分に大きなものになった⁴³⁾.

批判の第9. 禁止政策(prohibitory policy)は、ヨーロッパの英知およびヨーロッパのもっともすぐれた政治家たちによって非難されている⁴⁴⁾.

批判の第10. 製造業制度(manufacturing system)は、巨大資本を少数の人の手中に蓄積する傾向をもち、公衆の徳義を腐敗させ、結果として公衆の自由を危殆に瀕せしむることで、わが国政府の特質に反するものである⁴⁵⁾.

批判の第11. 保護関税は憲法違反であり、憲法の精神に両立しない⁴⁶⁾.

クレイは、その連邦議会での演説で、そのすべての項目に反論を加え、バーバーが必死に防衛しようと試みた現政策体系に対して、新しい政策体系「アメリカ体制」を定置し、その合憲性を主張したのであった。

クレイは批判の第1に反駁して、次のように主張した。「関税の唯一の目的は、アメリカ産業を促進する目的で、外国産業の生産物に課税することだ⁴⁷⁾と。そして、保護関税は、「社会の一部の利益(製造業—楠井)のために、他の利益(綿作、貿易、海運業—楠井)に負担を課すものだ」と主張する反対論を否定して⁴⁸⁾、次のように論じた。

現存する事態は、綿作者とイギリス製造業者とのあいだの一種の暗黙の契約を示すものです。その契約条項では、綿作者の側は綿作地域だけでなく、他の地域を含めて、合衆国の全体が、イギリス工業製品の消費のために開放され、制約されない現状のままに残しましょうと申し立てておりますし、イギリスの製造業の側は、(そちらがそうなら——楠井)、そのことを考慮に入れて、自分たちも南部の綿花を購入し続けましょうと約定しております⁴⁹⁾。

このような暗黙の契約こそ、民衆の仲をばら

ばらに引き裂く力であり、その否定、すなわちユニオンを構成している諸利益を調和することこそ、「アメリカ体制」の構想だとクレイは反論した。

批判の第2, 第3, 第4に対するクレイの反論は、両者の想い描いている「世界」の相違を明確にしたものだといってよい。

ここでバーバーの表象している「輸出」^{エクスポート}、「船舶航行」^{ナヴイグレイション}、「商品取引」^{コンマース}が、アメリカ原綿の輸出であり、綿花の輸出と外国工業製品の輸入と結びついた「船舶航行」、従って「海運業」であり、「外国貿易」を意味した⁵⁰⁾のに対して、クレイの表象した「輸出」が、綿花の輸出もさることながら、アメリカ工業製品をも含む「輸出」であったこと⁵¹⁾。むしろ後者の方により重点が置かれたものであったこと。さらに、「船舶航行」は、クレイによれば、「自然状態では、農業および製造業に次いで大切な産業」であり、「二つのすぐれた産業部門(農業と製造業—楠井)の生産物の輸送」にかかわる事業で、沿岸航行をも含むものと理解されたこと⁵²⁾。「商品取引」にしても、クレイによれば、一般的に、「商品の交換」^{エクスチェンジ・オブ・コモディティ}と理解されたこと⁵³⁾。要するに、バーバーは、「ブリティッシュ体制」(国際経済体制)を当然のものとして前提して、後に見るように、これを個人の経済的自由の発露と結びつけて論じ、「輸出」^{エクスポート}、「船舶航行」^{ナヴイグレイション}、「商品取引」なる用語を表象していたのに対して、クレイは「アメリカ体制」(国民経済体制)を構想して、これらのターミノロジーを別様に表象していたといえよう。

同じターミノロジーでも、それが表象した政策体系の相違によって、内容がまったく異なっていたことを知るべきである。

したがって、このような「体系」間の衝突の際には、それが観念的であればあるほど、先験的に政策の客観的効果の優劣を論じることとはとてもできない。したがって、政策体系の優劣を決定するものは、結局は「力」=「政治力」であった。

批判の第5をめぐる論争は、第2、第3、第4の論争から派生したものにすぎず、われわれは、主張の相違をもたらす背景を、同様に、容易に理解することができる⁵⁴⁾。

これに対して批判の第6、第7、第9は、両者の対立のいわば決定的争点ともいえるものであった。ここでは、アダム・スミスの経済学に立脚するバーバーの自由主義経済論が、クレイの国民経済構築論と真向から衝突しているのである。

ここで見られるバーバーの主張が「国民主義的経済統制政策の体系」たる重商主義に対するスミスの批判に相通ずる、いや、それとまったく同じ基調のものであることは、改めて述べるまでもない⁵⁵⁾。しかし、この批判を受けてクレイの提示した「体系」は、アダム・スミスが批判の対象とした18世紀イギリスの重商主義経済体制とは、まったく異質のものであった。クレイは次のように云う。

これまでわが国に存在しておりました職業^{オクニベシヨウ}、すなわち、農業、商品取引業、船舶航業、そして知的職業^{チキセツギョウ}は、競争者で充ち溢れており、失業が深刻に感じられているようにわれわれには観察されます。ところでこの関税法案は何を提案しているのでしょうか。すべての人が自分の意思で選択し、それに入ることができる、新しくて広大な事業分野を開拓することであります。何人にもその職業に従事しなければならないという強制はありません。そのことの効果は、古い事業部門での競争を軽減させ、わが国の資源を倍加させ、われわれの生活上の慰安を増大し、かつ国民の富を増進させることにあります。申し立てられている事実、すなわち、賃金の上昇は認められません。事実、現在のような景気沈滞の折には、この社会の中で、勤労階級ほど生活に追われているものはありません。このことは、この社会の主要な事業であります農業が不況に陥っていることの必然的結果であります。強壯な男子の賃金でさえ、月に5~8ドルです。しかもこのような人々でさえ、ユニオンのある地方では仕事を失っている状況で

す⁵⁶⁾。

新事業の開拓と失業救済。そして民衆の生活上の楽しみの増大と国民の富の増進。——これがここで語られていることのすべてである。

産業の成行きは阻げらるべきでなく自由に放任さるべきであるという批判の第7に対しては、クレイは次のように反論する。

地球は種々の社会^{コソウカイ}に分割されております。そしてそれぞれの社会は、他の社会の繁栄などにお構いなしに、すべての利点を可能なかぎり自身に用立てようと求めております。このことは、正しかろうがなかろうが、つねに事実であり続けるでしょう。……さて、反対者によって提出された命題は、古今の経験によっても、すべての国においても、論駁されるものだと、私は主張します。保護を受けない産業が保護を受けた産業との闘いでなぜ勝利を占めるはずがないかと、もし問われますれば、事実 (FACT) がつねにそうだった。それで十分だとお答えいたしましょう。このような不釣り合いな競争で保護を受けていない産業が勝利を占めることが出来ないことは、一切の経験がひとしく証明しておりますし、それだけで十分だとお答え致します。……外国の製造業者が止むに止まれぬ事情から……かれらの手中に蓄積した製品をわが国の市場に投入せざるを得ない事情が起こることがあるでしょう。通常の販路を妨害されたか、計算違いのためです。そして損を覚悟の低い価格で競売をしかけて来て、わが国の事業所を打ちのめすかも知れません。この問題視点からは、次の結論が導き出されます。すなわち、もしわれわれがわが国の産業を鞏固な、安定した基礎の上におきたいならば、われわれは保護政策を採用しなければならないということ、これです。保護政策はいたるところで成功して来ました⁵⁷⁾。(傍点部分は、原文ゲスペルト、…は楠井)

ここでは「自由放任主義」のメリットが歴史的経験に基づき真向から否定されている。代って、国民的利己心が現実であると強調され、資本投下の国民的相違の現実があからさまに示

されている。そして、この現実を前提にして、製造業の保護は、他国の製造業者からの国内市場の侵害に対する止むに止まれぬ防衛の手段だと意識されている。ここでもまた不況克服、あるいは恐慌=不況回避の保護政策論が表面に出て来ているのに注目しないわけにはゆかない。

このことは、批判の第9への反論の中で、さらに一層明確な形をとって現われてくることになる。

クレイは「禁止政策」の役割について次のように論じているのである。

保護の目的は、技術の確立と完成 (establishment and perfection of the arts) にあります。イギリスはその目的を完成しました。目的を全うしたのです。……イギリスの著述家の多くが禁止制度の廃止を提案しておりますのは、まさしくこの理由によります。その廃止は、イギリスの産業と企業にいままで以上の活動領域を提供することにもなりましょう。それは、同様に利己的な原則に基づくものです。イギリスのような国における最も完成された貿易の自由の目的と、その技術が幼弱であります国の最も厳格な禁止制度の目的は、ともに完全に同じものであるといえます。両方の場合とも、これらの目的は自^{ネイティブ・インダストリー}国産業に一層の拡張をもたらすものです。……イギリスによる^{レトリクティブ・システム}貿易制限制度の廃止は、もしイギリスが、その廃止を通じて、諸他の国々に自国の事例に倣うよう説得することができるならば、諸他の国々にイギリスの生産物の消費を拡げる効果をもつことになりましょう。……合衆国側に立ってこのことを申せば、もしわが国が貿易制限制度を採用して、外国の労働の生産物を閉め出すならば、このことは、幼弱かつ未保護な技術状態にあるために外国製品と競争できない、アメリカの生産物の消費を拡大することになりましょう。わが国の技術を保護制度の庇護のもとに棲息せしめよ。わが国の技術をイギリスと同じくらい完成せしめよ。そうすれば、その時、われわれは、今日、イギリスで語られておりますように、保護制度を退けて、もっとも自由な商品交換に入ることになりましょう⁵⁹⁾。

ここでは、保護関税政策を採用する国と自由貿易を採用する国との相違が、技術の確立と完成の差異として、段階的に区別されているのである。そして、その差異が、「国家」の政策体系のちがいとなっていることを論証しているのである。

「自由である」という命題は、個々の人間にとっては、「勤勉であること」、「質素であること」、「己のごとく隣人を愛すること」という倫理同様、大切な命題である。しかし、経済の領域における無制約な「自由」は、国民経済の構築あるいは維持の原則と必ずしも整合性をもちえない。個人が無制約に経済的自由を追求すれば、国家の経済システムは成立しない。国家が自己の経済的独自性を貫徹しようと努めれば、個人の経済的自由は著しく制約されざるを得ない。ここでは、「国家」と「個人」の利害対立が、あたかも自然人同士の利害対立のごとく真正面から衝突する。

かくて「クレイ=バーバー論争」は、保護関税政策の是非をめぐる論争の最終局面で、この際疾い論争へと突込んでゆくことになった。批判の第11、すなわち、保護関税政策の合憲性をめぐる論争がこれである。

それは、アダム・スミスの重商主義批判、あるいはそれに対する反批判といった次元の論争とはまったく性格を異にした論争であった。それは、資本主義経済体制のもとにおける「国家」の役割を正面から問題にした論争であったといっていよいものである。その意味で、それは、特殊アメリカ的論争であったといえよう。

われわれは先に本論文第7分冊III C(2)b.で、国内開発事業をめぐる両者の論争を検討した際にも、まさにこの同じ問題に遭遇した⁶⁰⁾。連邦政府の行なう国内開発事業を違憲だと非難したP.P. バーバーに対して、ヘンリー・クレイは、一般的福祉のためには、連邦権の強化は必要だという議論を提出して、反論した。かの論争でも、当面の論争と同様、「州主権」と「連邦権」が真正面から激突した。

アメリカ合衆国における「民主主義」と「資本主義」の関連を問うことを課題にしているわれわれにとって、この問題は、けっして避けて通れない問題である。

クレイの反論に耳を傾けよう。

ヴァージニアの紳士は、たしかに、関税法が憲法の明文に抵触しているとは断言しておりません。しかし、憲法の精神に矛盾していると考えております。われわれが、この国の国内開発事業を準備しようとするれば、若干の紳士は、その前に憲法が立ちだかっていると申します。外国の政策と外国産業の競争からアメリカ産業を保護しようとするれば、憲法が超克し難い障害として姿を現わします。わが国の憲法は大変奇妙な文書としかいいようがありません。わが国の民衆のためよりも、他国の民衆のために作成されたもののように見えます。その機能は、まったく国内法の及ばない彼方にあります。連邦議会は、合衆国の全国土を通して、劃一的である以外に何の制限もなく輸入関税を賦課する権限を有しております。しかし、連邦議会は、かの尊敬すべき紳士によりますと、財政目的にだけしか課税することを許されていないのです。このことは、われわれが憲法のどこを探しても見出すことのできない制限であります。連邦議会に権限を賦与した憲法制定者にとりましては、財政収入が主たる目的であったことは疑いありません。しかし、憲法を執行するに際して、国内の諸利益を保証する目的で、輸入関税が設定されていけない理由はどこにもありません。それとも、連邦議会は、輸入関税の額、および種別を取極めることに関して、一切の裁量を否定されているとでもいうのでしょうか⁹⁰。(引用文中傍点は楠井。これは、のちに見るように、合衆国憲法から引用されたものである。)

この論争の本質的意味を理解するために、ここで、われわれは、再度、合衆国憲法の条文に立ち戻らなければならない。

連邦議会とその権限を明記した合衆国憲法第1条第8節は、よく知られているように、連邦政府(行政部=立法部=司法部)が「制限された政

府」(limited government)であることを示している。第1項から第18項までの間に、その権限が明記されているのである。

また第4条には、「州と他州および連邦との関係」が、同様に明記され、各州の自治権がはっきりと記されている。

これによれば、連邦政府の権限は、究極のところ、「防衛」と「外交」に限られ、課税権も国債発行権もその他の権限も、これに集約されていた。そして、ここに列挙されていない一切の権限は、それぞれの州(States respectively)および民衆(People)に留保された(合衆国憲法、修正第10条)のであった。

P. P. バーバーは、国内製造業の保護を目的とした輸入関税の徴収は、「防衛」と「外交」に限定された連邦政府=議会の本来の権限を超えた行為だと理解し、これに反対し、国内製造業の発達は、本来、「自由放任」さるべきだと主張したのに対し、ヘンリー・クレイは、同じ憲法第1条第8節から、第1項の規定〔連邦議会は、下記の権限を有する。合衆国の公債を支払い、共同の防備および合衆国の一般的福祉を供するために租税、関税、輸入税、消費税を賦課徴収すること。ただし、すべての関税、輸入税、消費税は、合衆国の全国土を通して劃一的であることを要する。(傍点楠井)]を援用して、国内製造業の保護を目的とした輸入税は、合衆国の一般的福祉(general Welfare of the United States)を供する課税だとして合憲性を主張したのであった。

論拠が異なるものの両者がともに自説の合憲性を主張した議論であった点に注目されたい。

われわれの当面の課題にとって大切なのは、「州主権」論に立脚するバーバーの国内製造業「自由放任論」が、結果的には「ブリティッシュ体制」(国際経済体制)容認論と結びついていたのに対し、「連邦権」強化必要論を主張するクレイの保護関税政策が、明確な意図をもって「アメリカ体制」(国民経済構築)擁護論そのものであった事実である。

ここで問題なのは、「合衆国の一般的福祉」とは何かである。

バーバーは「個人」をベースにおき、個々の合衆国市民の自由な活動こそ、「合衆国の一般的福祉」増進の基礎だと理解したのに対して、クレイは、「個人」に対立する「国家」の独自の存在意義を認め、集団としての「個人」(社会)に及ぼす「国家」の善なる機能(例えば諸利害の調整、生産力の増強、雇用の安定、不況の克服、恐慌=不況の回避、そして国防力の増進)こそが、「合衆国の一般的福祉」をたかめる最大の要素だと理解したのであった。

バーバーは、ヴァージニア出身の建国の父祖と同一の思想基盤に立って議論を進めた。そして、民衆の一人びとりが自分たちの意思に基づいて代表権を与え成立させたはずのガヴァメント(連邦政府)が、「国家」として一人歩きし、民衆一人びとりの権利(合衆国憲法修正第1-10条に規定されているそれ)に対立し、民衆一人びとりの手ではどうにも制御できない巨大な権力として立ち現われて来るようになることを、極力懼れたのであった。

クレイは、諸利害の調整、生産力の増強、雇用の安定、不況の克服、恐慌=不況の回避といった問題は、国防や外交問題と同様、「州」の取扱うべき問題でなく、いわんや「個人」の自由な活動に放任さるべき事柄でないと理解し、それを「合衆国の一般的福祉」増進のための「国家」の機能だと捉え、バーバーの考え方——その一般的・抽象的な人間観、社会観、国家観——を退けたのであった。

保護関税政策は、こうして、クレイにあっては、まさしく不況克服あるいは恐慌=不況回避のための「国家」の政策として、「合衆国の一般的福祉」に供する重要な政策だと理解されることになったのであった。

「クレイ=バーバー論争」が究極においてこのような観点に根ざす論争であった時、同じく「保護関税対策」の是非を問題にした「クレイ=ウェブスター論争」は、これとはまったく異な

った性格をもった論争であった。以下、われわれは、その論争の意義を、同じように検討してゆくことにしたい。

ロ. 「クレイ=ウェブスター論争」

「クレイ=バーバー論争」が、究極のところ、「連邦権」と「州主権」の対立を基礎にした論争であったのに対して、「クレイ=ウェブスター論争」は、正真正銘の経済論争であった。「アメリカ体制」と「ブリティッシュ体制」の経済政策論としての優劣が、ここで争われたのである。

この論争は、クレイの「アメリカ体制」論に対するウェブスターの穏かな、しかし手厳しい批判という形をとった。

ヘンリー・クレイは、何度も繰返したが、ケンタッキー州選出の下院議員(1824年関税法制定時の下院議長、ジョン・クウィンシー・アダムズ政権下の国務長官、のち上院議員)で、この時期「アメリカ体制」推進の代表的政治家であったのに対して、ダニエル・ウェブスターは、マサチューセッツ州選出の下院議員(のち上院議員、W.H.ハリソンおよびJ.タイラー政権下の国務長官、M.フィルモア政権下の国務長官)で、典型的なニューイングランド・イデオログであったことに留意されたい。

さらに書き加えておくべきことは、両者がともに反ジャクソン派の代表的政治家であり、1830年代以降ジャクソン民主党の対立党、ホイッグ党を指導した領袖として、19世紀前半期のアメリカ合衆国の政治に絶大な影響力をもった政治家であったことである。

ボストンを中心にした海運業、外国貿易、銀行業、それに水産業の発達⁶¹⁾はいわずもがな、この時期から南北戦争までのニューイングランドは、新興の木綿工業をはじめ、在来の毛織物工業、鉄加工業(金物業 hardware)、造船業発達の中心地でもあった⁶²⁾。

ここで「典型的なニューイングランド・イデオログ」とは、ニューイングランド内部のこう

したさまざまな経済的利害間の調和を最大の政策課題におきながら、かつ、「東部」、「南部」、「西部」三大セクション間の利害調和と国際間（とくにイギリスとの間）の利害調和を推進しようとしたイデオログであったことである。

したがって、当然、かれは、思想的には穏健派、政策立案・推進の面では妥協派たらざるを得なかった。すなわち、経済政策の面では、「アメリカ体制」にも「ブリティッシュ体制」にも共通して批判の鋒先を向けながらも、同時に、両者の主張に寛容な姿勢を示したし、合衆国の政治組織のあり方については、クレイ流のいわば革新的ともいえる連邦政府=「統一国家」観に全面的に与^{くみ}することが出来ず、どちらかといえば、伝統的なアメリカ政治思想、ジェファソン=バーバー流の、「州主権」を基礎にした「連邦制」により深い親近性を示したのであった。

論争は、大きく次の三つの点を争点にしていた。

第一は、恐慌の原因をめぐる問題である。第二は、合衆国経済の現状認識に関するものである。第三は、強力な保護関税政策の是非をめぐる問題である。

恐慌の原因をめぐる両者の対立点は、端的に云えば、クレイが、「海外市場梗塞」論と「不利な貿易差額」→「正貨流出」論を組合わせた、いわば経済学的には未整理な二元論に立っていた⁶³⁾のに対して、ウェブスターは、貨幣制度の混乱から導き出された「投機の崩壊論」を前面に押し出した⁶⁴⁾。

両者とも、当然のこととして、まだ資本主義生産に内在して発生する近代的恐慌⁶⁵⁾を知らない。1819年恐慌が、かれらの体験した唯一の恐慌であり、第二対英戦争直後および1820年代初期の不況が、かれらの眼前でみることの出来た不況の確たる事例であった。工場の閉鎖と、合衆国最大の経済的利害である農業者、あるいはプランターの深刻な不況——農産物価格の低落、それからもたらされた所有農場の競売等——がこれである。

クレイは、「海外市場の梗塞」が、一つは外国の貿易政策の変更から、いま一つは、外国の恐慌に起因する海外需要の激減から生じたものと理解した。同時に、かれは、「不利な貿易差額」→「正貨流出」が、1810年代から1820年代の合衆国では、イギリスの工業製品の洪水的とも呼べる大量輸入によって招来されているものと理解した。それは、総額において合衆国からの綿花、タバコ、米などの輸出額を遙かに凌駕していたばかりか、イギリス穀物法によって輸入制限を受けたアメリカの小麦および小麦粉の輸出額をもってしては、とても埋め切れない巨額な貿易赤字を形成した。この巨額な貿易赤字が対外支払のため正貨流出を喚び起こしたとき、合衆国の全信用構造は完全に崩壊してしまう⁶³⁾。——

したがって、クレイの構想した恐慌=不況回避策、あるいは不況克服策の眼目は、当然のことながら、「海外市場の梗塞」への対応と、「不利な貿易差額」→「正貨流出」の解消策となった。この二つを同時に満足せしめる解こそ、クレイにとって保護関税政策であったのである。

クレイの「アメリカ体制」構築の要請は、かれのこのような恐慌=不況観に裏づけられていた。だから、「南部」からの重要輸出品、とくに綿花の対英輸出保証の代償として、イギリス工業製品に合衆国の国内市場を開放するという政策は、クレイには堪え難いものに意識された。クレイはこのような政策体系を「外国の政策」(foreign policy)と呼び、合衆国の安定した経済発展を阻害する癌腫だと理解したのであった⁶⁶⁾。

ウェブスターのクレイ批判は、このようなクレイの考え方に対する批判であった。

ウェブスターは次のように云う。

ところで、まず第一に、たしかにあまり激烈な意見を表明すべきではないかと存じますが、議長(クレイのこと——楠井)が、現在審議中の法案に対して支持者と反対者を記述するために採用する

のが適切だとお考えになられた呼び名、いや名^{ディジ}
^{ネイン}称^ンにつきまして、遺憾の意を申し述べますこと
 をお許し願ひとう存じます。議長は仰せにな
 られました。それは「アメリカの政策」(Ameri-
 can policy)の支持者と、「外国の政策」(foreign
 policy)の支持者のあいだの問題ですと。この仮
 定につきましては、失礼を顧みず、真向から否定
 致しとう存じます。

議長は、たしかに、支持者と反対者をこのよう
 な形で命名することで、連邦下院内に 反感の念
 を喚び起こそうとか、あるいは、信用を傷つけよ
 うとか、そうした何らかの意図をお持ちになっ
 てはいらしゃいません。しかし、呼び名には力がご
 ざいます。特定の立法措置に賛成する人々と、反
 対する人々を区別するこのようなやり方は、議會
 の構成メンバーの誰もが甘受することのできそう
 もない結論に導く可能性があります。それは、あ
 る種の意見に対してよりも、別種の意見に対する
 アメリカ人の関心に、より排他的でより特別な配
 慮がなされていることを含意するものだからで
 す。このような含意は抵抗されねばならないし、
 拒否されねばなりません⁶⁷⁾。

ここで「アメリカの政策」という用語は、か
 の演説で、クレイがはじめのあいだ使っていた
 用語であった⁶⁸⁾。

ウェブスターは、この用語が特殊政治的意味
 をもった差別用語だと穏かに極めつけながら、
 この用語そのものもつ問題性——「アメリカで
 かつて一度も用いられたことのない政策」だった点
 ——を明らかにしたのであった⁶⁹⁾。しかもわれ
 われにとって興味ぶかいことは、雄弁家で鳴ら
 したウェブスターが、同じレトリックをもっ
 て、「この憎むべきとされている外国の政策」
 が、同様に、「外国ではかつて一度も追求され
 たことのない政策」だったことを暴露して
 いる点である⁷⁰⁾。ウェブスターによれば、クレ
 イが「外国の政策」だと呼んだ政策こそ、実
 は、「何よりも真実なアメリカの政策」(the
 truest American policy)だったのであり、「アメ
 リカの資本とアメリカの労働を最も有効に用

い、全人口を最善の状態に養って来た」政策だ
 った⁷¹⁾のである。だから、ウェブスターにとっ
 ては、この政策こそまさに「諸利害の調和」を
 めざす政策だったのである。

ウェブスターは云う。

この国の偉大なる諸利害が統一されていてわか
 ち難いものであること、農業、商業、製造業は、
 ともに繁栄するかともに衰退するかいずれかであ
 ること、そして、これらのうちどれか一つの利益
 だけを提案し、その他のものにふりかかるであろ
 う諸結果に注意を払わない一切の法律が危険なも
 のであることは、私にとりまして基本的な公理で
 あり、私のすべての意見と深くかかわっている考
 えであります⁷²⁾。

ここで、ウェブスターは、クレイの立論を逆
 立ちさせて、独自の「諸利害調和論」を語って
 いるのである。そして、この「逆立ち」が、か
 れの恐慌=不況の考え方に、次のような形で影
 をおとした。

ウェブスターは、「当面の^イ経済的^エ災害^ズを諸^ル価
^{ディ}格^{プレ}の下^ッ押^シと、一部にみられた^シ経済的^ヤ圧迫^ッ
 だと考え、かかる「災害の諸原因を調べること」
 が、保護関税政策批判の理論的・現実的前提だ
 と考えた⁷³⁾。

ところで<depression>と<pressure>をも
 って当面の合衆国の経済的現状だと捉えたの
 は、決してウェブスターの専売特許ではない。
 クレイもまた同様であった。ただ両者の違い
 は、クレイがその原因を「輸出の減少といった
 たった一つの原因」に帰属せしめたのに対し
 て、ウェブスターが「いくつかの原因」に求め
 たところにあった⁷⁴⁾。

どうしてこうした相違が生じたのか。

ウェブスターは、クレイが「通商諸国家との
 関係や、到るところで発生している大きな諸変
 化」に観察の眼を向けず、アメリカ国内の状況
 にだけ意識を集中しているからだと批判す
 る⁷⁵⁾。そしてこの観点から、当面の経済的災害

のよって来たった複数の原因を説明したのであった⁷⁶⁾。

第一は国際政治面で生じた大きな変化の結果であった。ナポレオン戦争の終結によってもたらされた「平和状態の回復」がこれである⁷⁷⁾。これが国際経済面にも大きな衝撃を与え、「通商^{コンマール・ワールド}界全体であらゆる商品の著しい価格低落」を喚び起こした⁷⁸⁾。それは「戦時」から「平和状態」への回復に伴う急激な反動であった。

第二は国内的な特殊条件であった。ここでもナポレオン戦争の影響は無視できない。合衆国はその一環として第二対英戦争(1812-15年)に参加した。そして、そのことによって招来された次の二つの事柄が、異常なほどのインフレーションを導き出し、投機を刺激し、結局は、以下にみる国際金融市場での金融逼迫によって崩壊し去ったのである。

一つは、ウェブスターによれば、「戦争に突入して新しい需要が創造されたこと」と「年々25百万ないし30百万ドルにもものぼる政府支払」に伴う諸価格の引上げであり⁷⁹⁾、いま一つは、諸銀行の紙券発行増=貸出増——これは、先に見たように、銀行の正貨支払停止によって助長された(楠井)——に刺激された諸価格の投機的昂騰である⁸⁰⁾。とくに後者は、「物事を外見だけでしか見ない人には偉大なる繁栄」のように見えたかも知れないが、実際は、たんに「見かけだけの繁栄^{スペンシーズ・ブロスベリテイ}」を創出したにすぎなかった⁸¹⁾。

この「見かけだけの繁栄」を崩壊させ、合衆国を1819年の恐慌に導いたもの——それは、ウェブスターによれば、輸入増と輸出減からもたらされた貿易収支の赤字に伴う合衆国からの正貨流出(クレイ)ではなく、国際金融市場で発生した複数の原因から招来された金融逼迫のアメリカ貨幣市場に及ぼした影響であった。

一つは、「イギリス下院が決定した1820年2月を目途としたイングランド銀行の正貨支払再開」の準備に伴うロンドン貨幣市場での資金需給の引締りである⁸²⁾。

二つは、ナポレオン戦争に対するフランスの賠償支払に伴って生じた、はじめパリで起こり、のち「アムステルダムとハンブルグに伝わり、次いで北ヨーロッパの諸他の商業地に伝播した」正貨枯渇の状態である。ヨーロッパ諸国で「異常なほどの金銀需要」を喚起した元凶は賠償支払のためにフランス政府が発行した公債であった⁸³⁾。

三つは、これら国際金融市場における資金逼迫の、イギリスの投機熱に及ぼした冷却効果である。ナポレオン戦争期の兌換停止期、イギリスの紙幣制度は、「財産価値に人為的要素を付加し、投機を助長し、無理な買付けを刺激した」。ところが「膨れ上がった、不自然な諸価格は」、大陸とイギリスで同時に起こった上記の貨幣市場の逼迫によって、「40%とはいわな^{オーバートレイディング}いまでも、少なくとも30%程度」の価格低落に帰結した。投機熱は崩壊した⁸⁴⁾。

そして最後に、四つは、これら国際金融市場の資金需給逼迫からもたらされた貴金属流出とアメリカ貨幣市場の崩壊である。「見かけだけの繁栄」は潰え去った⁸⁵⁾。

クレイが恐慌=不況分析の座標の原点に合衆国の産業を据えたのに対して、ウェブスターが国際金融市場を動き回る遊休資金をおいた観点の差異に注目されたい。

次に、保護関税政策を不要だとする論拠ともなった、ウェブスターの合衆国経済の現状認識を考察しておこう。

ここでもわれわれはクレイとの認識の著しいズレを見出す。

「私は議長^{ディストレス}の描かれたかの不況の絵画について、その正当性に全面的な異議を唱えるものではありません。私はかつてそれが実在しているのを見たこともありませんし、それがどこに存在しているのかも知りません」⁸⁶⁾。

われわれは、本分冊のはじめの部分(pp. 57-69)で、この時期の合衆国の全般的景況を、できるかぎり偏見を懐かないように心を配りなが

ら、予め整理しておいたから、クレイとウェブスターのここでの観察のいずれが事実を正しく捉えていたか、あるいはまた、どのような観点から事実を迫っていたかを知ることができる。

したがって、ウェブスターのこのような「切り出し」に直面しても、さほどびっくりすることもない。そして *Niles' Weekly Register*, XXVI (1824)の次のページに見出される要約を見て安心する。

そこにはこう書いてある。

現在の状況について公正に調査いたしました一般の結果から、以下の事柄が明らかにされるように私には思われます。諸価格のかなりの下押しと利潤の低減がございませうこと、そして——このことは認められねばならないことですが——諸価格が昂騰した時期に契約された債務が支払われ難いことのために、わが国のかなりの地方で、かなりたくさんの金銭上の困難が発生していることが、これであります。

しかし、このような留保をつけましても、わが国の一般的状況は繁榮していると申し上げてよいかと思えます。上に記しました事柄は、全般的な不況の外観を、全ての事象局面で提供するに十分なものでないからです⁸⁷⁾。(傍点部分は原文イタリック)

われわれは、ここで、クレイとウェブスターが、当時の合衆国経済の現状把握に際して、全般的には、同じ事象をたんに量的な違いとして見ていた事実を知ると同時に、両者の重点の置きどころの相違が——したがって、観点の相違が——まったく異なった政策観をもたらした事実を確認しておかねばならない。

ウェブスターの現状認識は次のものであった。

まず、ウェブスターは、かれの最もよく知っているニューイングランド諸州の状況から説き起こし、それが自分には、「現在、全般的にみて繁榮期のように」思われると指摘する。「たしかに大なる利^{プロフィット}潤のための、そして突然の取^{アクイジション}得

のための時期ではないし、経済活動は異常なほど盛上がった時代でもなく、投機がうまみのある時代でもない。価格のかなりの下押しも確かに認められるし、事業の停滞^{ビジネス}もある程度存在している」。しかし、それは、クレイが提示したような <depression> でもなければ <distress> でもない⁸⁸⁾、と。

次にウェブスターは、輸出について次のような事実を指摘する。

「確かに数年前のものに比較すれば少ないけれども、昨年(1823年——楠井)をとってみれば、過去数年間の輸出データに基づいてつくられた平均値より遙かに低いというものではなかった」⁸⁹⁾、と。

その中味についても、クレイがとりわけ問題にした農産物、畜産物、森産物、海産物、それに火薬、酒精、その他の非列挙品を加えると、これらの輸出額は、

| | |
|-------|-----------------|
| 1790年 | \$ 27, 716, 152 |
| 1804年 | 33, 842, 316 |
| 1807年 | 38, 465, 854 |

であったのに対して、

| | |
|-------|-----------------|
| 1821年 | \$ 45, 643, 175 |
| 1822年 | 48, 782, 295 |
| 1823年 | 55, 863, 491 |

となつて明らかに漸増していることが注目されねばならない⁹⁰⁾。しかも大切なことは、このような農産物の輸出増が、人口の増加ペースと同一でないことである⁹¹⁾。

第三に「内需」の分析に入りながら次のようにいう。

「民衆の全般的な生活条件」を判断する一つの指標ともいえる「消費された生計手段」(means of subsistence consumed)の量、すなわち、「生活慰安品」(comforts of life)の使用量は、全体として正確に計量し難いものである⁹²⁾。

しかし、とウェブスターはいう。この時期、「茶の使用は完全な意味での奢侈品でないが、さりとて絶対的意味での生活必需品」でもない。その範疇を超えた存在だと。だから、ウェブス

ターは、「この消費が、不況期には減少し、繁栄期には増大する」傾向にあることに着目して⁹³⁾、この品目の消費量の増減を目安に、当時の消費購買力の状況を測定しようとした。

ウェブスターによれば、1790年から1800年の11年間の茶の平均消費量は2.5百万重量ポンドであったのに対して、1801-1812年の11年間の平均は、約3.0百万重量ポンド、1821年、1822年、1823年3年間の平均消費量は、実に5.5百万重量ポンドとなっていて、全般的に消費購買力の増加が示されている⁹⁴⁾。

「全般的繁栄度」を占う別の尺度である国内開発事業の進展度——「道路、橋梁、運河建設のための資本投資」——についても、ウェブスターは「支出を上回る所得残高」の存在——「現世代が次世代の利益のために有益に付与しつつある剰余利潤」の存在——を認めた⁹⁵⁾。

さらに、教育費の不断の増大、中・高校および大学での在学生の増大、公的慈善事業や一般の慈善事業への寄付金の増加、財政収入の不正な使い込みの欠如や課税圧迫の欠如から判断して、現時点の経済状態を「繁栄」と見た⁹⁶⁾。

しかし、ウェブスターは、このような「繁栄」現象のみを見ていたのではなかった。同時に外国貿易の大なる困窮状態と利潤減少を観察していた。海運業の、恐らく外国貿易以上とも思える損失を観察していた⁹⁷⁾。そして、このような業種における「不況」に比べれば国内製造業は、不況どころでなく、保護を必要としない産業だと論じたのである⁹⁸⁾。

かかる具体的例証に基づくウェブスターの「現状分析」を見ていると、われわれは、今日のマクロ経済学による「現状分析」を見ているような錯覚に陥る。今日の用語を借りてその「分析」の特徴を一言でいえば、ウェブスターは、ここで、「マイクロ不況」、「マクロ好況」を提示したといえよう。

それ故にこそ、ウェブスターは、今日の「マクロ経済分析」が抱えているのと同じ問題性をさらけ出して、ナショナリズムの横溢するこの

時期の合衆国で、クレイに代表されるウルトラ「アメリカ体制」派の論陣の前に屈服することになったといえよう。

クレイは、まさに「マイクロ不況」の原因をとことん追求し、その因果関係を、さながら今日の産業連関分析のような鮮かな仕方で解明し、建国後の合衆国における「国民経済」の未確立な状態を浮き彫りにした。そして、強力な政策体系の必要性を提起した。これに対して、ウェブスターは、「マクロ好況」の現状に満足して、国民国家による明確な経済政策の立案を拒否したのであった。

ウェブスターの次の指摘は、われわれにとっていかにも興味ぶかい。

価格の下押しと景気の停滞は、実際、状況のもたらした必然的結果でありました。いかなる政府といえども、それを阻止することなど出来うべくもありませんし、いかなる政府もそれが及ぼす効果から民衆を完全に救済できるものでもありません。われわれはかつて異常な繁栄を享受したのです。われわれは、全世界が戦争に突入していたあいだ中立を維持していました。そのことがわが国の生産物、わが国の海運業、わが国の労働に、巨大な需要を喚起したのでした。われわれは事態がいつまでも継続すると期待すべき何の権利もち合わせていません。平和の回復とともに、諸国家は相互に鎬を削り合い、大きな追求対象を求めて、わが国と競争に入ってくることでしょう⁹⁹⁾。

なんという経済的放任主義！——ここには、ヴァージニアの紳士、バーバーが論拠としたあの大切な命題、連邦権の強化は、個人の自由権を侵害する可能性が強いから拒否されるべきであるという命題さえ、放棄されている。——だが、われわれは公平を期すため、ここで議論を打ち切ってはならない。ウェブスターの演説のなかには、当時の経済状況に対して、かれなりのきわめて大切な救済策が提案されていたからである。それは、金融政策と呼んでもよいものであったが、まだ「国家」の政策にまで展開されてはいない。

この政策がかれの恐慌観と結びついて提出されたものであったと述べれば、読者は、われわれが、なぜ、かくもくどくどとウェブスターの所論を分析して来たかの理由をご理解いただけるかと思う。

1819年恐慌に関するウェブスターの分析は、さきに整理したように、国際金融市場を動きまわる遊休資金を座標軸の原点に置いたものであった。

そこで、遊休資金そのものが、例えば、マルクスやケインズがそうしたように、理論的に問題にされたのではない。これらが管理されないままに投機用の資金として自由に活動し、世界中の金融市場に大きな影響を与えたメカニズムが問題にされたのである。合衆国についていえば、この遊休資金は、1819年恐慌に先立つ時期に、いわゆる「金余り現象」を作り出して「見せかけだけの繁栄」をもたらしたかと思うと、ある日突然活動部面から撤退して、「見せかけだけの繁栄」を一瞬のうちに泡沫のごとく破壊してしまった。ウェブスターは、まさにこの恐るべき国際的遊休資金の運動のメカニズムに着目したのであった。

そしてウェブスターは、管理されない減価した銀行券が、「金余り」と「見せかけだけの繁栄」を作り出し、しかも、ある日突然、そのすべてを崩壊さす恐るべき経済的機能をもつものだと正確に看破したのであった。

この点でウェブスターの分析は、クレイとは違った意味で、恐るべき直観力に裏づけられたすぐれたものであったといえよう。

だが、われわれは、ここで、感嘆の念ばかり告白しておくべきではない。その歴史的背景を究明し、かれの観察=分析を、本論文の本来の課題と可能なかぎり関係づけておかねばならない。

われわれは、すでに本論文 II C¹⁰⁰⁾ で次のことを論じておいた。すなわち、ウェブスターがその政治活動の本拠においたニューイングランドでは、まさしくこの同じ時期、1819年恐慌の

経験に懲りて、将来起こりうべき「見せかけだけの繁栄」を防止し、経済活動を安定成長路線に乗せるための貨幣制度の整備が進められていた、と。

読者は、その制度こそ、減価した銀行券の排除と、統一した、しかも安定した価値を有する銀行券の創造をめざした、「健全通貨」主義あるいは「健全銀行業」主義に裏づけられた、「サフォク銀行券銷却制度」であったことを想起されるであろう。この制度の確立の時期が、まさに1824年のことであったことは、決して偶然なことではない。この制度は、減価の著しい、価値の不安定な地方銀行券の価値を、価値の安定した、信用度の高いポストンの銀行券の価値に可能なかぎり近づけ、ニューイングランド地方全域の通貨価値の安定をはかるうとして設立されたものであった。

合衆国では、建国から南北戦争までの時期、各州州議会の特許によって銀行が設立されるのが一般的であった(州法銀行制度)。そのため、銀行制度の国民的統一は望むべくもなく、各州法銀行は、発券銀行としての特性を生かして、殆ど正貨準備の裏づけもないまま、デザインも大きさも形式も異なる多様な銀行券を大量に発行し、資金需要に応じて貸付けた。そのため、多くの銀行券は価値を減価しており、商取引を著しく阻害していた。

この問題を解決することこそ、当時、商・工銀行業の中心であったポストンの商人及び銀行家の最大の経済的関心事であった。

ニューイングランド全域の諸銀行の協力のもとに、地方銀行券の銷却と正貨兌換を保証して、銀行券の価値の安定をはかるうとした「サフォク銀行券銷却制度」は、このような商工業界および銀行界の要求に応じる目的で設立されたものであった。

ウェブスターの議論がこの問題と深くかかわっていたことはいうまでもない。「私は、この兌換性を有さない紙券の発行こそ、この国にいまなお存在している経済的圧迫の、最も突出

した、そして最も嘆かわしい原因だと思いません」¹⁰¹⁾。かれは、自信をもってこう断言した。

だが、われわれは、ここで、再度、次のコメントを付け加えることを忘れてはならない。

ウェブスターの提起したこの大切な問題は、本来、「国家」の政策であるべきものであった。しかし、ウェブスターには、そのようには理解できなかった、と。

それは、恐らくニューイングランドのおかれた歴史的特殊事情と係わる問題であったろう。ニューイングランドのローカル・インタレスト志向は、「南部」のそれと同様、堅固なものであったからである。

こうしたウェブスターの限界を乗り越えようとした人。——それは、他でもない。フィラデルフィアの金融家で第二合衆国銀行第三代総裁、ニコラス・ピドルであった。

1823年に就任以来、ピドルは、まさにこの問題の解決に心血を注いだ。われわれは、本論文 III D(5)において1825年イギリス恐慌との関係を問題する際、かれの政策を全面的に取扱うだろう。

ウェブスターに関連しては、いま一つ、かれの保護関税政策批判論を正面から扱う仕事が残されている。しかし、当面の課題に即して必要だと思われる論点はすべて論じつくしたので、これ以上微細に入ることは避けたい。

注

- 1) 楠井敏朗『『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』(6)』、『横浜経営研究』, VIII/3 (1987.11).
- 2) 楠井敏朗『『アメリカ体制』・『ジャクソニアン・デモクラシー』(7)』、『横浜経営研究』, IX/1 (1988.6).
- 3) 1819年恐慌について、詳しくは、楠井敏朗『アメリカ資本主義と民主主義』(多賀出版, 1886年, 第2章, を参照).
- 4) 本文に纏めた1819年恐慌の影響については、さし当り、R. C. H. Catterall, *The Second Bank of the United States*, Chicago 1960, pp. 68-92; M. N. Rothbard, *The Panic of 1819*,

New York 1962; S. Rezneck, *Business Depression and Financial Panics*, New York 1968, chap. III; E. R. Johnson and others, *History of Domestic and Foreign Commerce of the United States*, vol. I, Washington, D. C. 1915, pp. 216-218; 宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』(御茶の水書房, 1971年), pp. 165-171, などを参照されたい。

- 5) この時期ニューイングランド地方に集中することになったアメリカ木綿工業については、楠井敏朗『アメリカ資本主義と産業革命』(弘文堂, 1970年), 第2章; 豊原治郎『アメリカ産業革命史序説』(未来社, 1962年); 中村勝己『アメリカ資本主義の成立』(日本評論社, 1966年), などを参照。

これらをベースにして、ここでの叙述に必要なかぎり、次の諸事実を整理しておこう。

ニューイングランドの木綿工業には、系譜と性格を異にする二つの型の経営組織がみられた。ニューイングランド北部を生産基地とする「ウォルサム型」工場と、ニューイングランド南部を生産基地とする「ロードアイランド型」工場がこれである。

前者は、ボストン商人、F. ローウェルによって設立され、戦後不況期にも、1819年恐慌後の不況期にも大した影響を受けず繁栄し続けた、アメリカ経営史上初の紡績一貫の大工場をもった、ボストン・マニュファクチャリング・カンパニーを模範にして、同様にボストン貿易商人によって設立された、合理的大規模な工場群であった。

後者は、イギリスのアークライト工場で働いていた移民職工、サミュエル・スレイターが、ロードアイランド州プロヴィデンスの商人をパートナーとして設立した「アークライト紡績工場」に端を発する小工場群で、準備・織布・仕上工程を農村の下請けに担当させ、全体としてこれを統轄するところに独自性があった。

1819年恐慌後の著しい特徴は、この恐慌で農村の下請(とくに織布工)が破滅したことにより、本文でみたように、「ロードアイランド型」工場の多くが、積極的に力織機を自工場内に取り入れ、自らも、「ウォルサム型」工場同様、紡織一貫工場として合理化を達成したことである。

しかし、合理化達成後も両者のあいだには、性格上の相違は残った。

第一は、企業形態の相違である。「ウォルサム型」は、本来、企業形態として株式会社形態を採用し、1820年代以降の発展は株式増資の形態をとったのに反して、「ロードアイランド型」は、個人企業から出発した企業が、パートナーシップ、さらに法人格を有さない合本会社

- (jointstock company)へ発展するという、アメリカ製造企業のいわば典型的な発展形態をとった。
- 第二は、技術上の相違である。「ウォルサム型」では、ムーディーの発明した《dead spindle》、《filling frame》、《camloom》が使用されたのに、「ロードアイランド型」では、織機として《crank-loom》が用いられた。
- その他、労働力形態や賃金支払形態にも相違が見られた。
- 6) F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 7th ed., New York 1923, pp. 77ff.; A. S. Bolles, *The Financial History of the United States, from 1789 to 1860*, vol. II, 1894, rep. ed., New York 1969, pp. 367-368.
- 7) 本文に整理された木綿工業の発達に牽引されたこの時期の産業循環の分析は、『マクレイン報告書』の記述資料によりながら、楠井が行なったものである。次の個所を参照されたい。Mc Lane, *Report on Manufactures* [正確には、*Documents relative to the Manufactures in the United States, collected and transmitted to the House of Representatives, in compliance with a resolution of Jan. 19, 1832, by the Secretary of the Treasury*, 2 vols., Washington 1833], vol. I, pp. 3-4, 10, 11, 69-70, 73, 74, 75, 76-77, 82, 86, 87, 134, 136-137, 172, 173, 286-287, 471, 743, 820-821, 947-948, 949-950, 950-951, 957-967; vol. II, pp. 4, 11-14, 23-25, 39-43, 209, 211-212.
- 8) エリ・ア・メンデリソン, 飯田他訳『恐慌の理論と歴史』2 (青木書店, 1960年), p. 124.
- 9) 同書, p. 130.
- 10) ツガン・バラノーフスキー, 救仁郷繁訳『新訳英国恐慌史論』(ベリかん社, 1972年), pp. 79-80.
- 11) 同書, p. 81.
- 12) 同書, p. 82.
- 13) 同書, p. 84.
- 14) 同書, p. 85.
- 15) 第1表の原表は, *Niles' Weekly Register*, XXXIV(1828), p. 280 [R]に掲載されている。これは、もともと、イギリスの *New Times* を典拠に書かれた記事の付表である。そこには、イギリス下院 (house of commons) の命令で印刷された議会資料 (parliamentary document) に基づいて作成されたものと明記されている。*Ibid.* 筆者は、その議会資料を見ていない。
- 16) この時期、両国は、ほとんど同じ時期に恐慌を経験した。1819年恐慌, 1837年恐慌, 1857年恐慌である。こうしたなかで、合衆国は、1825年と1847年に深刻な恐慌を経験しなかった。
- 17) *Report on the Finances, December, 1826, in Reports of the Secretary of the Treasury of the United States, prepared in Obedience to the Act of May 10, 1810*, vol. II, p. 353; 楠井敏朗『「アメリカ体制」と『ジャクソニアン・デモクラシー』(6)], 『横浜経営研究』, VIII/3 (1987. 11), p. 41, を参照。
- 18) 楠井『アメリカ資本主義と民主主義』, 第2章, 参照。
- 19) 楠井『アメリカ資本主義と産業革命』, 第4章, 参照。また、楠井, 前掲論文, (6), pp. 52-56, をも参照。
- 20) 他に1828年5月24日に制定された「特別法」があると記されている (*Report of the Secretary on the State of the Finance for the Year ending June 30, 1857*, Washington, D. C. 1858, pp. 279-281) が、筆者は、不明にしてまだその内容を知らない。
- 21) 1816年関税法に対する改訂要求は、早くも1819年恐慌の直後から始まる。まず、1820年3月、第16議会第1会期に連邦下院製造業委員会 (House of Representatives, Committee on Manufactures) によって問題が提起され、ポウドウィン委員長 (Baldwin, Pa.) によって連邦下院に提案された。有名な「ポウドウィン関税法案」である。U. S. Congress, *The Debates and Proceedings in the Congress of the United States; with An Appendix, containing Important State Papers and Public Documents, and All the Laws of a Public Nature; with A Copious Index* [以下、*Congressional Debates* と略], V-2, Washington, D. C. 1855, pp. 1663-1669. これは、同年4月、下院を通過したにもかかわらず、5月上院で小差 (21: 22) で否決された。 *Ibid.*, V-1, p. 671. そのうち、1821年、1822年にも、同様にポウドウィン委員長によって提案されたが、同じ運命に見舞われた。Taussig, *op. cit.*, p. 74.
- 22) *Congressional Debates*, V-1, pp. 1471-1472.
- 23) *Ibid.*, p. 1472.
- 24) *Niles' Weekly Register*, XXXIV (1828), p. 203 [R].
- 25) *Ibid.*
- 26) これらの品目には、1820年の「ポウドウィン関税法案」、1824年関税法、1828年関税法のすべてにおいて、一貫して「特別税」が課せられた。 *Congressional Debates*, V-2, pp. 1665-1667; *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 404 [L]-406 [R]; *Ibid.*, XXXIV (1828), pp. 203[L], 204[L]-[R], を見よ。
- 27) *Niles' Weekly Register*, XXXIV (1828), pp. 203 [L], 204 [L] を見よ。
- 28) *Congressional Debates*, V-2, p. 1667.

- 29) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), p. 407 [L], [R].
- 30) 楠井, 前掲論文(6), とくに, pp. 56-61, を見よ.
- 31) この解釈をめぐるには, 二つの見解が対立している. 通説はこの見解を支持しているが, アメリカ関税史研究の権威で, 19世紀末から20世紀初めに自由貿易論を提唱して活躍した F. W. タウシグは, 1819年恐慌前に国内産業の保護を目的とした強力な大衆運動は存在しなかったとして, この見解を否定し, 1816年関税法を建国来の「財政関税法」と性格づけた. Taussig, *op. cit.*, pp. 68-69.
- 32) Bolles, *op. cit.*, vol. II, pp. 364-366.
- 33) Taussig, *op. cit.*, p. 74.
- 34) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 378 [L]-394 [L]. 前半部分の紹介は, 楠井, 前掲論文(6), pp. 56-61, を参照.
- 35) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 409 [L]-426[L].
- 36) *Ibid.*, p. 384[L]-[R].
- 37) *Ibid.*, p. 385[L].
- 38) *Ibid.*, p. 385[R].
- 39) *Ibid.*, p. 386[L].
- 40) *Ibid.*, p. 386[R].
- 41) *Ibid.*, p. 387[R].
- 42) *Ibid.*, p. 388[L].
- 43) *Ibid.*, p. 389[L].
- 44) *Ibid.*, p. 389[L].
- 45) *Ibid.*, p. 390[R].
- 46) *Ibid.*, p. 390[R].
- 47) *Ibid.*, p. 384[R].
- 48) *Ibid.*, p. 384[R].
- 49) *Ibid.*, p. 385[L].
- 50) *Ibid.*, p. 385[L]-386[R].
- 51) *Ibid.*, p. 385[L]-[R].
- 52) *Ibid.*, p. 385[R].
- 53) *Ibid.*, p. 386[L].
- 54) *Ibid.*, p. 386[R]-387[L].
- 55) アダム・スミス『国富論』, 第3編および第4編, 小林昇「国富論体系の成立」, 第7章および第8章; 『小林昇経済学史著作集 I』(未来社, 1976年), pp. 273-301; 同「『国富論』における歴史批判」および「『国富論』における歴史像と原始蓄積」, 同『著作集 II』(未来社, 1976年) pp. 181-216, および pp. 217-253.
- 56) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), p. 387 [R].
- 57) *Ibid.*, p. 388[R].
- 58) *Ibid.*, p. 389[R].
- 59) 楠井, 前掲論文(7), pp. 49-57, を参照.
- 60) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 390[R], 391[L].
- 61) *Hunt's Merchants' Magazine*, X(1844), pp. 427-428.
- 62) 差し当り, 楠井『アメリカ資本主義と産業革命』, 第2章および第3章; 同『アメリカ資本主義と民主主義』, 第3章; 楠井, 前掲論文(1), (2), (4), 『横浜経営研究』III/2(1982), III/3(1982), IV/3(1986), を参照.
- 63) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 378 [L]-394[R].
- 64) *Ibid.*, pp. 410[R]-412[L].
- 65) 本文 60~61 ページを参照.
- 66) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), pp. 378 [L]-394[R]. また, 楠井, 前掲論文(6), pp. 56-61, を参照.
- 67) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), p. 409 [L].
- 68) 楠井, 前掲論文(6), pp. 58-61.
- 69) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), p. 409 [R].
- 70) *Ibid.*
- 71) *Ibid.*
- 72) *Ibid.*
- 73) *Ibid.*, p. 410[R].
- 74) *Ibid.*
- 75) *Ibid.*
- 76) *Ibid.*, pp. 410[R]-411[R].
- 77) *Ibid.*, pp. 410.
- 78) *Ibid.*
- 79) *Ibid.*
- 80) *Ibid.*, p. 411[L].
- 81) *Ibid.*
- 82) *Ibid.*
- 83) *Ibid.*
- 84) *Ibid.*
- 85) *Ibid.*
- 86) *Ibid.*, p. 409[R].
- 87) *Ibid.*, p. 410[R].
- 88) *Ibid.*, p. 409[R].
- 89), 90), 91), 92) *Ibid.*, p. 410[L].
- 93), 94), 95), 96) *Ibid.*, p. 410[R].
- 97), 98) *Ibid.*, p. 412[L].
- 99) *Ibid.*, pp. 411[R]-412[L].
- 100) 楠井, 前掲論文, (4), (5), とくに, (5), pp. 45-47.
- 101) *Niles' Weekly Register*, XXVI(1824), p. 411 [R].

〔未完-続〕

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕